

目 次

条 例

- 秋田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例（第36号）…………… 3
- 予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例（第37号）…………… 3
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例（第38号）…………… 3
- 秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第39号）…………… 3
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第40号）…………… 3
- 秋田市印鑑条例の一部を改正する条例（第41号）…………… 3
- 秋田市立夜間休日応急診療所条例を廃止する条例（第42号）…………… 4
- 秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例（第43号）…………… 4
- 秋田市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例（第44号）…………… 4
- 秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例（第45号）…………… 6

規 則

- しあわせづくり秋田市民公聴条例施行規則の一部を改正する規則（第29号）…………… 6
- 秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部を改正する規則（第30号）…………… 6
- 秋田市児童手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則（第31号）…………… 7
- 秋田市身体障害者福祉法施行細則および秋田市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（第32号）…………… 7
- 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則（第33号）…………… 7
- 母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第34号）…………… 9
- 秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則（第35号）…………… 9
- 秋田市にぎわい交流館条例施行規則（第36号）…………… 9
- 秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則（第37号）…………… 11
- 秋田市地域センター規則の一部を改正する規則（第38号）…………… 11
- 秋田市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則（第39号）…………… 12
- 老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規

- 則（第40号）…………… 12
- 秋田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則（第41号）…………… 12
- 秋田市立夜間休日応急診療所条例施行規則を廃止する規則（第42号）…………… 12
- 秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則（第43号）…………… 12

告 示

- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第154号）…………… 12
- 公の施設に係る指定管理者の告示事項の変更について（第155号）…………… 15
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第156号）…………… 15
- 公の施設に係る指定管理者の告示事項の変更について（第157号）…………… 15
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第158号）…………… 15
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第159号）…………… 15
- 公の施設に係る指定管理者の告示事項の変更について（第160号）…………… 16
- 平成22年度、平成23年度および平成24年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第161号）…………… 16
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の取消しについて（第162号）…………… 17
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第163号）…………… 17
- 生活保護法による介護機関の変更について（第164号）…………… 17
- 生活保護法による医療機関の廃止について（第165号）…………… 17
- 平成24年度軽自動車税納税通知書の公示送達について（第166号）…………… 17
- 平成24年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第167号）…………… 17
- 放置自転車等の撤去および保管について（第168号）…………… 17
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第169号）…………… 18
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第170号）…………… 18
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第171号）…………… 18
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第172号）…………… 19
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第173号）…………… 20

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第10号）…………… 20

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第12号）……………20
- 新城川土地改良区総代の任期満了による総選挙について（第13号）……………20
- 平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人の選任について（第14号）……………20
- 平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙において当選した者の住所および氏名について（第15号）……………20
- 平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙において当選した者の住所および氏名について（第16号）……………21

新 選 挙 長 告 示

- 平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時について（第1号）……………22
- 平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における候補者の届出について（第2号）……………22
- 平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における候補者の届出について（第3号）……………24
- 平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙について（第4号）……………25
- 平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙について（第5号）……………25
- 平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙について（第6号）……………25
- 平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時について（第7号）……………26

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第7号）……………26

監 査 委 告 示

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について（第1号）……………26

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の再開について（第25号）……………26
- 指定排水設備工事事業者の再開について（第26号）……………26
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第27号）……………26
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第28号）……………27
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第29号）……………27
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第30号）……………27
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第31号）……………27
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第32号）……………27
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第33号）……………27

公 告

- ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について……………27
- 秋田県取用委員会から送付された法第42条第1項および第47条

- の4第1項の規定する裁決申請書、第47条の3第1項の規定する書類およびそれらの添付書類の写しの縦覧について……………28
- 秋田県取用委員会から送付された法第42条第1項および第47条の4第1項の規定する裁決申請書、第47条の3第1項の規定する書類およびそれらの添付書類の写しの縦覧について……………28
- 秋田県取用委員会から送付された法第42条第1項および第47条の4第1項の規定する裁決申請書、第47条の3第1項の規定する書類およびそれらの添付書類の写しの縦覧について……………28
- 秋田県取用委員会から送付された法第42条第1項および第47条の4第1項の規定する裁決申請書、第47条の3第1項の規定する書類およびそれらの添付書類の写しの縦覧について……………28
- 入札参加希望者の公募について……………29
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について……………30
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について……………30
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について……………30
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について……………31
- プロポーザルの実施について……………31
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に係る届出について……………32
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について……………32
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について……………33
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について……………33
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について……………33
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について……………33
- 市有物件の売払いについて……………34
- 平成24年度ポリオ予防接種の実施について……………34
- 秋田市個人情報保護条例による運用状況の公表について……………35
- 秋田市情報公開条例による運用状況の公表について……………35
- 農用地利用集積計画の策定について……………35
- 建築基準法による道路の廃止について……………35
- 財政報告書の公表について……………36

上 下 水 道 局 公 告

- 入札参加希望者の公募について……………36
- 入札参加資格の申請の受付について……………37
- 一般競争入札の執行について……………38
- 入札参加希望者の公募について……………39
- 受益者負担金の賦課対象区域について……………40
- 入札参加希望者の公募について……………40
- 入札参加希望者の公募について……………41
- 一般競争入札の執行について……………42
- 入札参加希望者の公募について……………43
- 一般競争入札の執行について……………44
- 入札参加希望者の公募について……………45
- 入札参加資格の申請の受付について……………46
- 入札参加希望者の公募について……………47
- 入札参加希望者の公募について……………48
- 入札参加希望者の公募について……………49

- 入札参加希望者の公募について……………50
○一般競争入札の執行について……………50

条 例

秋田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 6 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第36号

秋田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年秋田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「 6 月以下」を「 1 年以下」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する停職の処分の効果については、なお従前の例による。

予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例をここに公布する。

平成24年 6 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第37号

予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第152条第 1 項第 3 号および第 4 項第 2 号の規定に基づき、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

（調査等の対象となる法人）

第 2 条 政令第152条第 1 項第 3 号に規定する条例で定める法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人および一般財団法人ならびに株式会社とする。

2 政令第152条第 4 項第 2 号に規定する条例で定める法人は、市がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 に相当する額以上 2 分の 1 に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人および一般財団法人ならびに株式会社とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 6 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第38号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第29条の 2 第 1 項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 1 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の秋田市市税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 6 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第39号

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

秋田市コミュニティセンター条例（昭和54年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市南地区コミュニティセンターの項を削る。

附 則

この条例は、平成24年10月 1 日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 6 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第40号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 9 号および第10号を削り、第11号を第 9 号とし、第12号から第16号までを 2 号ずつ繰り上げ、同表第17号中「第30条の18第 1 項」を「第30条の17第 1 項」に、「第30条の19第 1 項」を「第30条の18第 1 項」に改め、同号を同表第15号とし、同表第18号から第23号までを 2 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 6 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第41号

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例

秋田市印鑑条例（昭和50年秋田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「印鑑の登録は、」を削り、「者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）により登録を受けている者で」を「者は」に改める。

第 3 条第 2 項中「者又は外国人登録法により登録を受けている者」を「もの」に改める。

第 4 条第 4 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とする。

第 6 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名もしくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏および名もしくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第 6 条第 2 号中「、その他氏名」を「その他氏名又は通称」に、「表わしている」を「表している」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項第 1 号および第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名による表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第 7 条第 1 項第 1 号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名および通称)」を加え、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名による表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名による表記

第 9 条中「又は外国人登録法」を削る。

第12条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同項第 5 号中「氏又は名」を「氏名、氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名による表記を含む。）」に、「第 6 条第 1 号」を「第 6 条第 1 項第 1 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号を同項第 5 号とし、同条第 2 項中「前項第 6 号」を「前項第 5 号」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年 7 月 9 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の秋田市印鑑条例第 6 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の印鑑の登録の申請について適用し、施行日前の印鑑の登録の申請については、なお従前の例による。
- 3 市長は、施行日の前日において改正前の秋田市印鑑条例第 2 条の規定により印鑑の登録を受けている者のうち外国人登録法（昭和27年法律第125号）により登録を受けているもの（以下「外国人印鑑登録者」という。）であって、施行日において改正後の秋田市印鑑条例第 2 条の規定に該当しないことにより印鑑の登録を受けることができないこととなるものに係る当該印鑑の登録については、施行日において、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、市長は、当該印鑑の登録を受けていた者に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 市長は、この条例の施行の際現に外国人印鑑登録者であって、施行日において住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第 4 条第 1 項の規定に基づき住民票が作成されるものについて、当該住民票が作成されたことに伴い、印鑑登録原票に登録すべき事項に変更が生じた場合は、施行日において、職権で当該印鑑登録原票を修正するものとする。

秋田市立夜間休日応急診療所条例を廃止する条例をここに公布する。

平成24年 6 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第42号

秋田市立夜間休日応急診療所条例を廃止する条例
秋田市立夜間休日応急診療所条例（昭和49年秋田市条例第34号）

は、廃止する。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年 9 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に診療を受けた者に係る廃止前の秋田市立夜間休日応急診療所条例の規定による使用料および手数料の納付については、なお従前の例による。

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 6 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第43号

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（平成20年秋田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「および土崎港相染町字西山根11番地11」を「ならびに土崎港相染町字西山根11番地 1 および11番地11」に、「および14番26号」を「、14番26号、14番33号、17番、18番 1 号から18番 6 号までおよび19番ならびに茨島 5 丁目14番 8 号から14番10号まで」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

秋田市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例をここに公布する。

平成24年 6 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第44号

秋田市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号）第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき、同法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、工場立地法の例による。
(適用区域ならびに緑地および環境施設の敷地面積に対する割合)

第 3 条 この条例を適用する区域の範囲ならびに当該区域における緑地および環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 1 号の工業地域および工業専用地域	100分の 5 以上	100分の10以上

秋田市豊岩小山字狐森
321番地、322番地、323
番地 1、323番地 2、
325番地および326番地
ならびに豊岩小山字下
モ田452番地 1、452番
地 3 および454番地 1

(敷地が適用区域および適用区域以外の区域にわたる場合の適用)

第 4 条 工場立地法第 2 条第 3 項に規定する製造業等に係る工場又は事業場の敷地が前条に規定する区域（以下「適用区域」という。）および適用区域以外の区域にわたる場合において、当該敷地に占める適用区域の面積の割合（以下「敷地割合」という。）が 2 分の 1 以上のときは当該敷地の全部について同条の規定を適用し、敷地割合が 2 分の 1 未満のときは当該敷地の全部について同条の規定を適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(既存工場等に係る面積の算定)
- 2 次項に定める場合を除き、昭和49年 6 月28日において現に設置されている又は設置のための工事が行われている工場立地法第 6 条第 1 項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設的面積の変更（生産施設的面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第 3 条の表に定める割合に適合する緑地および環境施設的面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

- (1) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは

$G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 G 、 P 、 γ 、 G_0 、 S および G_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

γ 当該既存工場等が属する工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第 1 号。以下「法準則」という。）別表第 1 の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年 6 月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

- (2) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは

$E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
これらの式において、 E 、 P 、 γ 、 E_0 、 S および E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第 1 の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年 6 月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

- 3 法準則別表第 1 の上欄に掲げる 2 以上の業種に属する既存工場等において、生産施設的面積の変更が行われるときは、第 3 条の表に定める割合に適合する緑地および環境施設的面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

- (1) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは

$G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 G 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 G_0 、 S および G_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積

γ_j j 業種についての法準則別表第 1 の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年 6 月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

- (2) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは

$E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 E 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 E_0 、 S および E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積

γ_j j 業種についての法準則別表第 1 の下欄に掲げる割合

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るもの

を含む。)の面積の合計のうち、昭和49年 6 月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例をここに公布する。

平成24年 6 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第45号

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例（趣旨）

第1条 この条例は、本市の文化施設の利用の促進を図ることにより、地域のにぎわい創出に寄与するため、一定期間内において全ての文化施設を利用し、又は文化施設の資料等を観覧することができる共通観覧券（以下「共通観覧券」という。）を発行することに関し必要な事項を定めるものとする。

（文化施設）

第2条 この条例において「文化施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 久保田城御隅櫓
- (2) 佐竹史料館
- (3) 国指定重要文化財旧黒澤家住宅
- (4) 秋田市立赤れんが郷土館
- (5) 民俗芸能伝承館
- (6) 旧金子家住宅
- (7) 秋田市立千秋美術館

（共通観覧券）

第3条 市長は、文化施設その他市長が指定する場所において共通観覧券を発行することができる。

2 共通観覧券の購入に係る料金（以下「共通観覧料」という。）は、1枚につき500円とする。

3 共通観覧券の利用に係る有効期間は、当該共通観覧券を発行した日から起算して1年とする。

4 共通観覧料は、共通観覧券を発行する際に徴収する。

5 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、共通観覧料を後納させることができる。

6 共通観覧券により文化施設を利用し、又は文化施設の展示資料（秋田市立赤れんが郷土館条例（昭和60年秋田市条例第17号）第5条の規定により観覧することができる資料および秋田市立千秋美術館条例（平成元年秋田市条例第25号）第4条の規定により観覧することができる美術作品等（特別展に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）を観覧することができる人数は、1枚につき1人とする。この場合において、当該利用し、又は観覧することができる回数は、各文化施設につき1回とする。

（使用料等の納付の特例）

第4条 共通観覧券の利用に係る有効期間内において当該共通観覧券により文化施設を利用し、又は文化施設の展示資料を観覧しようとする者に対する秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）第9条第1項ならびに秋田市立赤れんが郷土館条例第5条および秋田市立千秋美術館条例第4条の規定の適用については、これらの規定による使用料および観覧料（秋田市立

千秋美術館における特別展に係るものを除く。）を納付した者とみなす。

（共通観覧料の減免）

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、共通観覧料を減免することができる。

（共通観覧料の不還付）

第6条 既納の共通観覧料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、共通観覧券の発行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成24年 7 月14日から施行する。

規 則

しあわせづくり秋田市民公聴条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第29号

しあわせづくり秋田市民公聴条例施行規則の一部を改正する規則

しあわせづくり秋田市民公聴条例施行規則（平成16年秋田市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「又は外国人登録原票」を削る。

附 則

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行します。

秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第30号

秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部を改正する規則

（秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正）

第1条 秋田市助産施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1週間以内」を「2週間以内」に改める。

別表の備考の1中「および同法附則第5条の4第6項」を「、同法附則第5条の4第6項および同法附則第5条の4の2第5項」に改め、同表の備考の2中「」の規定」の次に「ならびに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年 7 月15日厚生労働省雇発0715第1号）」を加え、同表の備考の2の(1)中「ならびに第2項第1号」を「(同条第2項第1号)に、「第92条第1項ならびに」を「に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項および」に改め、同表の備考の2の(2)中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改め、同表の備考の3の(3)中「第5条第5項、第6項」を「第5条第6項、第7項」に改める。

（秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正）

第2条 秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則（昭和63年秋田

市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表の備考の1中「および同法附則第5条の4第6項」を「、同法附則第5条の4第6項および同法附則第5条の4の2第5項」に改め、同表の備考の2中「」の規定」の次に「ならびに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)」に係る取扱いについて(平成23年7月15日厚生労働省雇児発0715第1号)」を加え、同表の備考の2の(1)中「ならびに第2項第1号」を「(同条第2項第1号)に、」、第92条第1項ならびに」を「に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項および」に改め、同表の備考の2の(2)中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改め、同表の備考の3の(2)中「第5条第5項、第6項」を「第5条第6項、第7項」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の秋田市助産施設負担金徴収規則(以下「新助産施設負担金徴収規則」という。)第3条の規定は、この規則の施行の日以後の退所に係る助産の実施に要する費用から適用し、同日前の退所に係る助産の実施に要する費用については、なお従前の例による。
- 3 新助産施設負担金徴収規則別表の備考の1の規定は、平成24年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成23年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。
- 4 新助産施設負担金徴収規則別表の備考の2の規定は、平成23年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成22年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。
(秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第2条の規定による改正後の秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則(以下「新母子生活支援施設負担金徴収規則」という。)別表の備考の1の規定は、平成24年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成23年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。
- 6 新母子生活支援施設負担金徴収規則別表の備考の2の規定は、平成23年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成22年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。

秋田市児童手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第31号

秋田市児童手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市児童手当の支払日等に関する規則(平成16年秋田市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「附則第6条第1項、法附則第7条第1項および法附則第8条第1項」を「附則第2条第1項」に改める。

第2条第2項中「附則第6条第2項、法附則第7条第5項およ

び法附則第8条第4項」を「附則第2条第3項」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

秋田市身体障害者福祉法施行細則および秋田市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第32号

秋田市身体障害者福祉法施行細則および秋田市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

(秋田市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第1条 秋田市身体障害者福祉法施行細則(平成7年秋田市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第9条第7項」を「第9条第8項」に改める。
(秋田市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第2条 秋田市知的障害者福祉法施行細則(平成9年秋田市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第33号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

(身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第1条 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則(昭和62年秋田市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14条」に、「同条第16項」を「同条第15項」に、「いい、同法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る」を「いう」に改め、「および同法附則第21条に規定する指定旧法施設支援(以下「指定旧法施設支援」といい、通所によるものを除く。)に係る入所等の措置を受けた身体障害者」を削り、同項第3号中「および指定旧法施設支援(通所によるものに限る。)に係る入所等の措置を受けた身体障害者」を削り、同項第5号中「同条第9項」を「同条第8項」に、「同条第11項」を「同条第10項」に、「同条第17項」を「同条第16項」に改め、同条第2項中「第5条第10項」を「第5条第9項」に改める。

別表第2中

「	D14	6,674,001円以上	介護給付費等基準額又は旧法施設支援費基準額	を
「	D14	6,674,001円以上	介護給付費等基準額	に

改め、同表の備考の2中「又は旧法施設支援費基準額」を削り、同表の備考の5中「、「介護給付費等基準額」とは」を「「介護

給付費等基準額」とは、」に改め、「をいい、「旧法施設支援費基準額」とは障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第522号）に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。）」を削る。

別表第 4 中

「 D14	6,674,001円以上	介護給付費等基準額および療養介護医療費基準額又は旧法施設支援費基準額	を
-------	--------------	------------------------------------	---

「 D14	6,674,001円以上	介護給付費等基準額および療養介護医療費基準額	に
-------	--------------	------------------------	---

改め、同表の備考の 2 中「又は旧法施設支援費基準額」を削り、同表の備考の 5 中「および「旧法施設支援費基準額」とは、それぞれ」を「とは、」に改め、「および旧法施設支援費基準額」を削る。

（知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正）

第 2 条 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和 62 年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「第25条第 7 号」を「第25条第 6 号」に改め、「もしくは同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第 5 条第 5 項に規定する知的障害者通勤寮支援に相当するサービス」を削り、「第 5 条第 6 項」を「第 5 条第 7 項」に、「いい、施設入所支援に係る入所等の措置を受けている場合にあっては、同法附則第22条第 1 項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る」を「いう」に改め、「および同法附則第21条に規定する指定旧法施設支援（以下「指定旧法施設支援」といい、通所によるものを除く。）に係る入所等の措置を受けた知的障害者」を削り、同項第 3 号中「第 5 条第 5 項」を「第 5 条第 6 項」に改め、「および指定旧法施設支援（通所によるものに限る。）に係る入所等の措置を受けた知的障害者」を削り、同項第 5 号中「同条第 4 項」を「同条第 5 項」に改める。

別表第 2 中

「 D14	6,674,001円以上	介護給付費等基準額又は旧法施設支援費基準額	を
-------	--------------	-----------------------	---

「 D14	6,674,001円以上	介護給付費等基準額	に
-------	--------------	-----------	---

改め、同表の備考の 2 中「又は旧法施設支援費基準額」を削り、同表の備考の 5 中「、「介護給付費等基準額」とは、」を「「介護給付費等基準額」とは、」に改め、「をいい、「旧法施設支援費基準額」とは障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第522号）に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。）」を削る。

別表第 4 中

「 D14	6,674,001円以上	介護給付費等基準額および療養介護医療費基準額又は旧法施設支援費基準額	を
-------	--------------	------------------------------------	---

「 D14	6,674,001円以上	介護給付費等基準額および療養介護医療費基準額	に
-------	--------------	------------------------	---

改め、同表の備考の 2 中「又は旧法施設支援費基準額」を削り、同表の備考の 5 中「および「旧法施設支援費基準額」とは、それぞれ」を「とは、」に改め、「および旧法施設支援費基準額」を削る。

（秋田市児童福祉法施行細則の一部改正）

第 3 条 秋田市児童福祉法施行細則（平成 9 年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の備考の 1 中「および同法附則第 5 条の 4 第 6 項」を「、同法附則第 5 条の 4 第 6 項および同法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に改め、同表の備考の 2 の(1)中「ならびに第 2 項第 1 号」を「(同条第 2 項第 1 号)に、「、第92条第 1 項ならびに」を「に規定する寄附金に限る。）、第92条第 1 項および」に改め、同表の備考の 2 の(2)中「第41条の 3 の 2 第 4 項」を「第41条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項」に改める。

別表第 2 中	居宅介護 同行援 護 行動援 護 30分当 たり	児童デイ サービス 1 日当た り	を	居宅介護 同行援 護 行動援 護 30分当 たり	に改める。
	円 0	円 0		円 0	
	0	0		0	
	50	100		50	
	100	200		100	
	150	300		150	
	200	400		200	
	250	500		250	
	300	700		300	
	400	1,000		400	
	500	1,300		500	
	600	1,700		600	
	800	2,100		800	
	1,000	2,500		1,000	
	1,200	3,000		1,200	
	1,400	3,500		1,400	
	1,600	4,000		1,600	
	1,900	4,600		1,900	
	介護給 付費等 基準額	介護給付 費等基準 額		介護給 付費等 基準額	

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(秋田市児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 第 3 条の規定による改正後の秋田市児童福祉法施行細則（以下「新児童福祉法施行細則」という。）別表第 1 の備考の 1 の規定は、平成24年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定から適用し、平成23年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定については、なお従前の例による。
- 新児童福祉法施行細則別表第 1 の備考の 2 の規定は、平成23 年分の所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定から適用し、平成22年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定については、なお従前の例による。

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第34号

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

母子保健法による費用の徴収に関する規則（平成 9 年秋田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の 1 中「および同法附則第 5 条の 4 第 6 項」を「、同法附則第 5 条の 4 第 6 項および同法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に改め、同表の備考の 2 中「」の規定」の次に「ならびに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年 7 月15日厚生労働省雇児発0715第 1 号）」を加え、同表の備考の 2 の(1)中「ならびに第 2 項第 1 号」を「(同条第 2 項第 1 号)に、「、第92条第 1 項ならびに」を「に規定する寄附金に限る。）、第92条第 1 項および」に改め、同表の備考の 2 の(2)中「第41条の 3 の 2 第 4 項」を「第41条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の母子保健法による費用の徴収に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表の備考の 1 の規定は、平成24年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定から適用し、平成23年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定については、なお従前の例による。
- 改正後の規則別表の備考の 2 の規定は、平成23年分の所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定から適用し、平成22年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定については、なお従前の例による。

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第35号

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市民交流プラザ条例施行規則（平成16年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「ビデオ一体型DVDプレイヤー」を「映像再生機器」に、

音響調整設備	一式	2,000円	調整室据置
映像録画装置	一式	3,000円	調整室据置

を

音響調整設備	一式	2,000円	調整室据置
--------	----	--------	-------

に

改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の秋田市民交流プラザ条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

秋田市にぎわい交流館条例施行規則をここに公布する。

平成24年 6 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第36号

秋田市にぎわい交流館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秋田市にぎわい交流館条例（平成23年秋田市条例第30号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間および休館日)

第 2 条 秋田市にぎわい交流館（以下「交流館」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後12時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に交流館の休館日を設けることができる。

(利用の許可の申請)

第 3 条 条例第 2 条第 1 項の許可を受けようとする者は、条例別表第 1 および条例別表第 2 に掲げる交流館の施設（以下「にぎわい広場等」という。）にあっては秋田市にぎわい交流館利用許可申請書（以下「交流館許可申請書」という。）を、条例別表第 3 に掲げる交流館の施設にあっては秋田市にぎわい交流館飲食店舗利用許可申請書（以下「店舗許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 交流館許可申請書の受付期間は、利用しようとする最初の日の 6 箇月前から当日まで（にぎわい広場、展示ホールおよび多目的ホールならびにこれらの施設と併せて利用する場合の施設にあっては、1 年前から 7 日前まで）とする。

3 店舗許可申請書の受付期間は、利用しようとする最初の日の 6 箇月前から 1 箇月前までとする。

(利用許可書)

第 4 条 市長は、交流館許可申請書又は店舗許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、秋田市にぎわい交流館利用許可書又は秋田市にぎわい交流館飲食店舗利用許可書を交付するものとする。

(利用の中止の届出)

第5条 条例第2条第1項の許可を受けた者は、利用を中止しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（附属設備の利用料金）

第6条 条例別表第4の規則で定める附属設備および利用料金の額は、別表のとおりとする。

（利用料金の承認の申請）

第7条 条例第4条第1項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第6条第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、秋田市にぎわい交流館利用料金（変更）承認申請書に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等）

第8条 条例第14条の規定により交流館の管理を指定管理者に行わせる場合の交流館の開館時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条第1項に規定する開館時間を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年7月21日から施行する。ただし、第3条から第7条までの規定は、同月5日から施行する。

別表（第6条関係）

品 名			利 用 料 金		摘 要
			単 位	金 額 (1区分につき)	
音 響 映 像 設 備	にぎわい広場等（多目的室およびピアノ練習室を除く。）	ポータブルプロジェクター	1台	70円	
		ポータブルワイヤレスアンプ	1台	30円	
		映写スクリーン	1台	40円	
	にぎわい広場	パワーアンプセット1	一式	390円	
	展示ホール	ワゴンアンプ1	一式	530円	
		プロジェクター	1台	110円	
	多目的ホール	メインスピーカー	一式	7,800円	
		移動型サイドスピーカー	一式	4,500円	
		シーリングスピーカー	一式	1,700円	
		録音再生機器	一式	350円	
		簡易操作ワゴン	一式	520円	
		ワイヤレスマイク装置	一式	180円	マイク6本
		はね返しスピーカー	1台	30円	スタンド付
		フロアモニタースピーカー	1台	30円	
		DLPプロジェクター	一式	1,900円	
		映像機器ワゴン	一式	540円	
	多目的室	ワゴンアンプ2	一式	200円	
		パワーアンプセット2	一式	120円	
		天吊プロジェクター	1台	190円	
	研修室	ワゴンアンプ3	一式	490円	
		短焦点プロジェクター	1台	60円	
照 明 設 備	多目的ホール	舞台上部照明	一式	5,700円	
		客席上部前列照明	一式	2,000円	
		客席上部中列照明	一式	3,400円	
		客席上部後列照明	一式	1,700円	
		リモコンピンスポットライト	1台	420円	
		サイドライト	一式	830円	
		スポットライト	1台	60円	バンドア付
		ストリップライト	1台	50円	
舞 台 設 備	展示ホールおよび多目的ホール	ステージデッキ1	1枚	110円	屋内用
	多目的ホール	ロールバックチェア	一式	2,100円	
		床機構設備	一式	1,500円	
		ダンスパネル	1枚	40円	
		所作台	1枚	70円	

その他 附属 設備	にぎわい広場等（多目的室およびピアノ練習室を除く。）	展示パネル 1	1 枚	30円	キャスター付
		展示パネル 2	1 枚	30円	固定脚
		白布	1 枚	300円	
	にぎわい広場	長テーブル	1 台	10円	屋外用
		折り畳み椅子	1 脚	10円	屋外用
		ステージデッキ 2	一式	4,700円	屋外用
	展示ホールおよび多目的ホール	昇降式講演台	1 台	290円	
		司会者台	1 台	90円	
		花台	1 台	30円	
		会議用テーブル	1 台	20円	屋内用
		会議用椅子	1 脚	10円	屋内用
	多目的ホールおよびピアノ練習室	コンサートグランドピアノ	1 台	7,400円 (ピアノ練習室において利用する場合にあっては、3,000円)	
		グランドピアノ	1 台	900円 (ピアノ練習室において利用する場合にあっては、360円)	
	多目的ホール	音響反射板	1 台	250円	
	多目的室	楽器セット 1	一式	480円	ドラムセット、シンセサイザー、アンプおよび簡易パワーアンプ
		楽器セット 2	一式	500円	ドラムセット、ステージピアノ、アンプおよび簡易パワーアンプ

備考

- 1 この表において、多目的室およびピアノ練習室の附属設備の利用料金の額はそれぞれ1時間当たりの額とし、多目的ホールの舞台設備（ロールバックチェアおよび床機構設備に限る。）の利用料金の額はそれぞれ1日当たりの額とする。
- 2 持込み器具による消費電力量に係る料金については、実費に相当する額を徴収するものとする。

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第37号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市商工業振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「掲げる助成金」の次に「(以下「助成金」という。)」を加える。

第10条を第11条とし、第 9 条を第10条とし、第 8 条の次に次の1 条を加える。

（財産の処分の制限）

第 9 条 助成金の交付を受けた者（以下「交付事業者」という。）は、当該交付の対象となった事業により取得し、又は効用の増加した財産で別に定めるものを、市長の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の市長の承認を受けようとする交付事業者は、財産処分承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、そ

の内容を審査の上、承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定により承認をする場合においては、当該交付事業者に対し、別に定めるところにより算定した当該財産の取得に係る助成金の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

秋田市地域センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第38号

秋田市地域センター規則の一部を改正する規則

秋田市地域センター規則（昭和57年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表秋田市御野場地域センターの項中「秋田市御野場一丁目 5 番 1 号」を「秋田市四ツ小屋字街道西15番地 1」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月 1 日から施行する。

秋田市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規

則をここに公布する。
平成24年 6 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第39号

秋田市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市コミュニティセンター条例施行規則（昭和54年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。
附則第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。
附 則
この規則は、平成24年10月 1 日から施行する。

老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年 6 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第40号

老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則
老人福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 の備考の 1 中「および同法附則第 5 条の 4 第 6 項」を「、同法附則第 5 条の 4 第 6 項および同法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に改め、同表の備考の 2 中「」の規定」の次に「ならびに扶養控除廃止にかかる養護老人ホームへの入所措置要件、費用の徴収及び軽費老人ホーム A 型の利用料の受領に係る取扱いについて（平成24年 1 月26日厚生労働省老発0126第 2 号）」を加え、同表の備考の 2 の(1)中「ならびに第 2 項第 1 号」を「(同条第 2 項第 1 号)に、「、第92条第 1 項ならびに」を「に規定する寄附金に限る。）、第92条第 1 項および」に改め、同表の備考の 2 の(2)中「第41条の 3 の 2 第 4 項」を「第41条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項」に改める。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、平成24年 7 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の老人福祉法による費用の徴収に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 2 の備考の 1 の規定は、平成 24 年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収すべき費用の額の算定から適用し、平成23年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収すべき費用の額の算定については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表第 2 の備考の規定は、平成23年分の所得税の額の計算に係る徴収すべき費用の額の算定から適用し、平成 22 年分までの所得税の額の計算に係る徴収すべき費用の額の算定については、なお従前の例による。

秋田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年 6 月29日
秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第41号

秋田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市印鑑条例施行規則（昭和51年秋田市規則第12号）の一部

を次のように改正する。
第 8 条の表第 4 号中「第 4 条第 4 項第 3 号」を「第 4 条第 4 項第 2 号」に改める。
附 則
この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

秋田市立夜間休日応急診療所条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
平成24年 6 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第42号

秋田市立夜間休日応急診療所条例施行規則を廃止する規則
秋田市立夜間休日応急診療所条例施行規則（昭和50年秋田市規則第24号）は、廃止する。
附 則
この規則は、平成24年 9 月 1 日から施行する。

秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年 6 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第43号

秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則
秋田市自動交付機の設置に関する規則（平成15年秋田市規則第 34号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表に次のように加える。

秋田市にぎわい交流館	秋田市中通一丁目 4 番 1 号
------------	------------------

第 4 条の表に次のように加える。

秋田市にぎわい交流館	午前 9 時から午後 7 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで
------------	------------------	------------------

附 則
この規則は、平成24年 7 月21日から施行する。

告 示

秋田市告示第154号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 2 項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。
平成24年 6 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名
秋田市河辺和田字和田111番地
柳 原 儀三郎
受託者の住所および氏名
秋田市飯島鼠田四丁目10番40号
伊 藤 静 子
受託者の住所および氏名
秋田市南通築地15番36号
株式会社秋田ト一屋
代表取締役 挽 野 泰 次

受託者の住所および氏名

秋田市川尻町字大川反233番地60

株式会社たけや製パン

代表取締役 武 藤 真 人

受託者の住所および氏名

秋田県大館市清水四丁目 4 番15号

株式会社伊徳

代表取締役 塚 本 徹

受託者の住所および氏名

秋田県湯沢市柳町二丁目 1 番40号

有限会社 中央市場

代表取締役 金 沢 正 隆

受託者の住所および氏名

秋田市卸町二丁目 2 番 7 号

株式会社秋田まるごと市場

代表取締役 大 島 紳 司

受託者の住所および氏名

宮城県仙台市青葉区一番町三丁目 6 番 4 号

株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 岡 野 恵 一

受託者の住所および氏名

東京都府中市若松町一丁目38番地の 1

株式会社サンドラッグ

代表取締役 才 津 達 郎

受託者の住所および氏名

秋田県秋田市土崎港中央一丁目 8 番30号

株式会社イシカワ

代表取締役 石 川 元

受託者の住所および氏名

秋田市山王臨海町 4 番37号

有限会社ドジャース商事

代表取締役 挽 野 泰 次

受託者の住所および氏名

秋田市中通四丁目 7 番35号

有限会社菅野商店

代表取締役 菅 野 久

受託者の住所および氏名

秋田市山王四丁目 1 番 1 号

秋田県職員消費生活協同組合

代表理事 佐 藤 孝

受託者の住所および氏名

秋田市下新城中野字街道端西241番地243

有限会社ライジング

代表取締役 柴 田 昇

受託者の住所および氏名

秋田市新屋勝平町 4 番19号

有限会社ヘルスタウト

代表取締役 船 木 潤一郎

受託者の住所および氏名

秋田市新屋豊町 3 番48号

株式会社ナイス

代表取締役 齋 藤 一 郎

受託者の住所および氏名

秋田市中通四丁目13番 6 号

株式会社なかよし

代表取締役 加賀谷 徹

受託者の住所および氏名

秋田市牛島東五丁目 3 番26号

株式会社マルダイ

代表取締役 大 高 俊 平

受託者の住所および氏名

秋田市下浜長浜字荒郷屋53番地

富 岡 姿 子

受託者の住所および氏名

秋田市南通築地 1 番29号

中通生活協同組合

代表理事 佐々木 一 男

受託者の住所および氏名

秋田市外旭川字八幡田36番地

株式会社うえた

代表取締役 上 田 昌 一

受託者の住所および氏名

秋田市手形山崎町12番14号

秋田大学生協同組合

代表理事 工 藤 俊 輔

受託者の住所および氏名

秋田市土崎港北六丁目 1 番30号

生活協同組合コープあきた

代表理事 大 川 功

受託者の住所および氏名

青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井46番地34

株式会社横浜ファーマシー

代表取締役 松 山 稔

受託者の住所および氏名

秋田市雄和田草川字本田241番地21号

永 澤 恵 子

受託者の住所および氏名

秋田市河辺和田字宮崎245番地 1

松 沢 和 永

受託者の住所および氏名

秋田市雄和相川字銅屋260番地

渡 邊 恵 子

受託者の住所および氏名

秋田市千秋矢留町 2 番40号

株式会社 J A 新あきたライフサービス

代表取締役 船 木 耕太郎

受託者の住所および氏名

秋田市雄和下黒瀬字町屋敷89番地 2

佐 藤 三 男

受託者の住所および氏名

秋田県大仙市川目字町東33番地

株式会社タカヤナギ

代表取締役 高 柳 智 史

受託者の住所および氏名

秋田市土崎港北一丁目 6 番25号

マックスバリュ東北株式会社

代表取締役 宮 地 邦 明

受託者の住所および氏名

秋田市保戸野鉄砲町 2 番12号

有限会社ミウラ

取締役 三 浦 幸 雄	秋田市土崎港中央一丁目15番42号
受託者の住所および氏名	藤 井 俊 三
秋田市茨島四丁目 3 番22号	受託者の住所および氏名
ホームック株式会社茨島店	秋田市中通七丁目 1 番 1 号
店長 山 館 賢 太	株式会社ジェイアールアトリス
受託者の住所および氏名	代表取締役 成 田 俊 二
秋田市広面字近藤堰越50番 1 号	受託者の住所および氏名
ホームック株式会社広面北店	秋田市大町一丁目 4 番22号
店長 高 梨 正 裕	株式会社せきや
受託者の住所および氏名	代表取締役 関 谷 春 雄
秋田市保戸野通町 3 番31号	受託者の住所および氏名
株式会社サノ・ファーマシー	秋田県湯沢市前森一丁目 2 番 6 号
代表取締役 佐 野 元 彦	株式会社日敷
受託者の住所および氏名	代表取締役 小田原 豊 満
東京都中央区晴海二丁目 5 番24号	受託者の住所および氏名
株式会社サークルKサンクス	秋田市泉三丁目23番24号
代表取締役 中 村 元 彦	株式会社ツルハドラッグ泉南店
受託者の住所および氏名	店長 高 橋 公 子
秋田市卸町三丁目 4 番 2 号	受託者の住所および氏名
株式会社サノ	秋田市土崎港北七丁目 2 番24号
代表取締役 佐 野 公 彦	株式会社ツルハドラッグ土崎店
受託者の住所および氏名	店長 伊 藤 学
秋田市御所野地藏田一丁目 1 番 1 号	受託者の住所および氏名
イオンリテール株式会社イオン御所野店	秋田市外旭川字四百刈29番地
店長 宮 原 裕 行	秋田青果株式会社
受託者の住所および氏名	代表取締役 佐 藤 忠 作
秋田市檜山川口境 5 番11号	受託者の住所および氏名
イオンリテール株式会社イオン秋田中央店	東京都千代田区二番町 5 番地25
店長 河 股 良 行	株式会社シェルガーデン
受託者の住所および氏名	代表取締役 藤 森 敏 和
秋田市土崎港南二丁目 3 番41号	受託者の住所および氏名
イオンリテール株式会社イオン土崎港店	秋田市卸町三丁目 3 番 7 号
店長 川 澄 幹 浩	株式会社辻源
受託者の住所および氏名	代表取締役 辻 昭 久
秋田市千秋矢留町10番12号	受託者の住所および氏名
齋 藤 博	秋田市卸町四丁目 7 番 9 号
受託者の住所および氏名	株式会社桑原
秋田市河辺三内字外川原132番地 1	代表取締役 桑 原 透
有限会社山源商店	受託者の住所および氏名
代表取締役 高 橋 仁 司	秋田市川元開和町 6 番26号
受託者の住所および氏名	株式会社開和商事
秋田市広面字谷内佐渡33番地 1	代表取締役 土 門 志二夫
吉 田 英 一	受託者の住所および氏名
受託者の住所および氏名	秋田市新屋島木町 1 番81号
秋田市泉北二丁目 4 番23号	三傳商事株式会社
株式会社マルエーうちや	代表取締役 佐 藤 博 明
代表取締役 海 風 正 一	受託者の住所および氏名
受託者の住所および氏名	秋田市東通館ノ越 2 番12号
秋田県男鹿市船越字内子89番地	株式会社折安
株式会社アマノ	代表取締役 渡 部 綱 悦
代表取締役 天 野 良 孝	受託者の住所および氏名
受託者の住所および氏名	秋田市新屋豊町 4 番63号
秋田市河辺和田字和田81番地	株式会社パルテごとう
今 野 喜 隆	代表取締役 後 藤 博 行
受託者の住所および氏名	受託者の住所および氏名

秋田県横手市卸町 8 番 4 号
株式会社丸幸
代表取締役 多賀糸 敏 雄
受託者の住所および氏名
秋田市寺内字イサノ134番地 1
株式会社誠文社
代表取締役 田 中 誠
委託者の住所および氏名
秋田市仁井田字横山262番地
有限会社阿部純商会
代表取締役 阿 部 純 二
委託者の住所および氏名
秋田市外旭川字三千刈147番地 1
株式会社かねひろ
代表取締役 土 田 博 美
委託者の住所および氏名
秋田市東通仲町14番 3 号
秋田成幸産業株式会社
代表取締役 利 部 浩

秋田市告示第155号
秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成24年 6 月 5 日
秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の名称
秋田市職業訓練センター

2 指定管理者
職業訓練法人秋田中央職業訓練協会

3 指定管理者の指定年月日
平成22年12月24日

4 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名
変更前 中 泉 金 一
変更後 佐 藤 正 勝

5 変更年月日
平成24年 5 月10日

6 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第156号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成24年 6 月 6 日
秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称
仁別町内会

2 認可年月日
平成20年 1 月28日

3 変更があった事項およびその内容
(1) 規約に定める目的
規約第 1 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。
災害による被害の防止、軽減を図るための防災活動

(2) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
規約第37条第 1 項を次のように改める。
本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

4 変更年月日
平成24年 6 月 1 日

5 変更の理由
規約の一部改正、地方自治法施行規則の一部改正による。

秋田市告示第157号
秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成24年 6 月 7 日
秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の名称
秋田市西部市民サービスセンター

2 指定管理者
西部地域住民自治協議会

3 指定管理者の指定年月日
平成21年 5 月 7 日

4 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名
変更前 野 口 良 孝
変更後 藤 澤 浩

5 変更年月日
平成24年 5 月23日

6 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第158号
介護保険法（平成 9 年法律第123号）第70条第 1 項および第115条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。
平成24年 6 月 7 日
秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービ スの 種 類
カインドス タイル株式 会社	茶話本舗デ イサービス いずみ	秋田市泉 東町10番 29号	平成24年 6 月 1 日	通所介護
有限会社太 平プロジェ クト	きらら訪問 看護ステー ション	秋田市大 町二丁目 5 番 1 号 きららアー バンパレ ス 1 F	平成24年 6 月 1 日	訪問看護、 介護予防 訪問看護
有限会社福 寿の会	福寿訪問介 護事業所	秋田市飯 島飯田二 丁目 9 番 28号	平成24年 6 月 1 日	訪問介護、 介護予防 訪問介護

秋田市告示第159号
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 2 項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託

したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 6 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田県大館市御成町二丁目17番10号

株式会社タクト

代表取締役 佐 藤 学

受託者の住所および氏名

秋田市河辺和田字上中野401番地 7

総合食品ささせい

店長 佐々木 征 一

受託者の住所および氏名

青森県八戸市根城六丁目22番10号

株式会社サンデー

代表取締役 宮 下 直 行

受託者の住所および氏名

秋田市飯島鼠田一丁目 5 番41号

フレッシュ大友総合食品店

店長 大 友 征 一

受託者の住所および氏名

秋田市広面字蓮沼94番地 1

ツルハドラッグ秋田広面北店

店長 柴 田 洋 司

受託者の住所および氏名

秋田市外旭川字小谷地33番地 1

ツルハドラッグ秋田広面北店

店長 中 山 勝 志

受託者の住所および氏名

秋田市広面字樋ノ沖93番地 1

ツルハドラッグ秋田広面店

店長 片 野 洋 平

受託者の住所および氏名

秋田市将軍野東三丁目 6 番41号

ツルハドラッグ秋田将軍野店

店長 堀 川 雅 弘

受託者の住所および氏名

秋田県潟上市天王字長沼 9 番 2 号

ツルハドラッグ天王長沼店

店長 菅 原 仁 志

受託者の住所および氏名

秋田市八橋新川向 1 番25号

ツルハドラッグ八橋店

店長 野 口 眞 平

受託者の住所および氏名

秋田市御所野元町一丁目 1 番17号

ツルハドラッグ秋田御所野店

店長 奈 良 拓 弥

受託者の住所および氏名

秋田市東通八丁目 1 番31号

ツルハドラッグ東通店

店長 長谷川 記 子

受託者の住所および氏名

秋田市茨島四丁目 3 番21号

ツルハドラッグ茨島店

店長 本 間 雅 隆

受託者の住所および氏名

秋田市川尻御休町 5 番27号

ツルハドラッグ秋田川尻店

店長 佐々木 明 菜

受託者の住所および氏名

秋田市檜山川口境 4 番21号

ツルハドラッグ秋田檜山店

店長 畠 山 雄 樹

受託者の住所および氏名

秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下17番地 1

デイリーヤマザキ河辺和田店

店長 松 沢 和 永

受託者の住所および氏名

新潟県新潟市南区清水4501番地 1

株式会社コメリ

代表取締役 捧 雄一郎

受託者の住所および氏名

秋田市新屋扇町 5 番36号

平川ふくろ店

店長 平 川 広 秋

秋田市告示第160号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成24年 6 月11日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の名称

- (1) 秋田市雄和観光交流館
- (2) 秋田市雄和里の家
- (3) 秋田市雄和観光農産物加工所
- (4) 秋田市雄和ふるさと温泉
- (5) 秋田市雄和コテージ
- (6) 秋田市雄和サイクリングターミナル

2 指定管理者

秋田市雄和妙法字糠塚 1 番地 1

株式会社雄和振興公社

3 指定管理者の指定年月日

平成20年12月19日

4 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名

変更前 代表取締役 伊 藤 憲 一

変更後 代表取締役 奥 田 正 樹

5 変更年月日

平成24年 5 月22日

6 変更の理由

改選による。

秋田市告示第161号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 6 月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成22年度、平成23年度および平成24年度国民健康保険税納
税通知書

秋田市告示第162号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を取り消したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年 6 月12日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の 名 称	開設者の名称 および氏名	指定取消 年 月 日
第114号	山王薬局	株式会社山王物産 代表取締役 佐藤 むつ子	平成24年 5 月31日

秋田市告示第163号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年 6 月12日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第167号	山王薬局	秋田市山王二丁目 1 番49号	平成24年 6 月1日

秋田市告示第164号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年 6 月12日

秋田市長 穂 積 志

変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
株式会社ジェー ・シー・アイ 秋 田 支 店	秋田市広面字 樋ノ沖102番 地 5	秋田市八橋本 町四丁目1番 22号	平成23年 11月16日

秋田市告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてそ

の例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年 6 月12日

秋田市長 穂 積 志

廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
ドラッグますや	秋田市土崎港中央三丁目2 番 7 号	平成24年 4 月30日

秋田市告示第166号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 6 月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成24年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第167号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 6 月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名
別紙平成24年度固定資産税納税通知書公示送達を受けるべき
者一覧（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成24年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第168号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成24年 6 月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
(1) 放置されていた場所および台数
ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車
等放置規制区域 10台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車
等放置規制区域 14台
ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車
等放置規制区域 4 台
(2) 撤去し、保管した年月日

平成24年 5 月 2 日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後 7 時まで

イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成24年 7 月 2 日から平成25年 1 月 2 日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 866－2035

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834－6497

秋田市告示第169号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第 3 号）第 5 条の規定により告示する。

平成24年 6 月21日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
橋爪隆弘	はしづめクリニック	消化器科 外科	ぼうこう・直腸機能障害 肢体不自由
渡部 敦	秋田大学医学部附属病院	血液内科	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
田中郁信	秋田県成人病医療センター	心臓血管外科	心臓機能障害
辻 剛俊	市立秋田総合病院	消化器科	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
谷 貴行	秋田赤十字病院	整形外科	肢体不自由
柳澤俊晴	秋田大学医学部附属病院	脳神経外科	肢体不自由

秋田市告示第170号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 2 項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 6 月22日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

青森県青森市新町二丁目 5 番 8 号

紅屋商事株式会社

代表取締役 秦 茂 勝

受託者の住所および氏名

秋田市土崎港北三丁目 9 番 7 号

株式会社サンアメニティ秋田支社

支社長 大 場 謙 一

受託者の住所および氏名

秋田市川尻町字大川反232番地34

株式会社秋田県酒類卸

代表取締役 大 井 永 吉

受託者の住所および氏名

秋田市河辺三内字野崎31番地 1

株式会社ファミリーストア佐々木

代表取締役 佐々木 勲

受託者の住所および氏名

秋田市土崎港北三丁目 9 番10号

食品雑貨大嶋

店長 大 島 茂 勝

受託者の住所および氏名

秋田市高陽青柳町17番64号

株式会社カネヒコ

代表取締役 阿 部 大 助

受託者の住所および氏名

秋田市旭南三丁目 7 番48号

株式会社英雄

代表取締役 富 野 和 夫

受託者の住所および氏名

秋田市土崎港東二丁目 3 番 2 号

品田商店

店長 品 田 福 男

秋田市告示第171号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年 6 月25日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第43号	みゆき調剤薬局	秋田市仁井田本町三丁目26番35号	平成24年 7 月 1 日
第44号	株式会社山田相談薬局	秋田市大町一丁目 6 番21号	
第45号	山ノ下薬局	秋田市川元山下町 8 番 8 号	
第46号	有限会社今薬局	秋田市千秋明德町 2 番19号	
第48号	生々堂薬局	秋田市中通四丁目 1 番51号	

第49号	小泉薬局河辺店	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下20番地15
第51号	アルプス薬局	秋田市將軍野南五丁目12番32号
第52号	薬局エール港北店	秋田市土崎港北六丁目1番4号
第53号	薬局エール大学病院前店	秋田市広面字蓮沼68番地2
第54号	中通六丁目薬局	秋田市中通六丁目1番55号
第55号	株式会社アミック中通調剤薬局	秋田市南通築地2番35号
第57号	コスモス薬局	秋田市仁井田新田一丁目1番40号
第58号	アイリス薬局	秋田市牛島東五丁目9番39号
第61号	丁酉会薬局	秋田市広面字糠塚118番地1
第62号	卸町薬局	秋田市茨島四丁目4番28号
第63号	メディック薬局	秋田市新屋勝平町4番19号
第64号	秋田みなみ会営薬局	秋田市上北手猿田字苗代沢207番地3
第67号	佐野調剤薬局	秋田市保戸野通町4番15号
第68号	佐野薬局中央店	秋田市川元山下町7番35号
第69号	山王佐野薬局	秋田市山王中園町3番11号 カメイビル1階
第70号	追分佐野薬局	秋田市新城中野字琵琶沼226番地1
第71号	八橋佐野薬局	秋田市八橋本町三丁目1番45号 ユニバースビル1階
第72号	佐野薬局中通一丁目店	秋田市中通一丁目3番39号 ダイアパレス中通1階
第73号	佐野薬局勝平店	秋田市新屋豊町10番4号
第74号	和田薬局	秋田市土崎港中央六丁目15番12号
第76号	あっぷる調剤薬局	秋田市泉中央二丁目16番14号
第78号	ハーモニー薬局	秋田市仁井田二ツ屋一丁目3番44号
第79号	有限会社亀の町薬局	秋田市南通亀の町4番1号

第81号	有限会社那波薬局	秋田市大町四丁目4番19号
第82号	有限会社那波薬局 八橋店	秋田市八橋三和町18番12号
第83号	至誠堂薬局	秋田市仁井田新田三丁目14番22号
第84号	有限会社石川岩見調剤薬局	秋田市河辺三内字外川原102番地3
第86号	かがや薬局	秋田市川元開和町1番5号
第87号	みどりさわやか薬局	秋田市川元松丘町4番57号
第88号	さわやか薬局新屋店	秋田市新屋表町4番1号
第89号	有限会社中央薬局	秋田市南通亀の町6番12号
第90号	中央薬局勝平店	秋田市新屋勝平町2番32号
第91号	株式会社外屋薬局	秋田市土崎港中央三丁目4番35号
第93号	有限会社ぱーる薬局	秋田市土崎港南二丁目3番66号
第95号	スパーク薬局	秋田市川元山下町7番32号
第96号	有限会社安保薬局	秋田市中通六丁目13番22号
第98号	城東薬局	秋田市広面字鍋沼56番地1
第99号	すずらん薬局	秋田市飯島飯田一丁目5番5号
第100号	すずらん薬局港北店	秋田市土崎港北三丁目11番17号
第101号	すずらん薬局土崎店	秋田市土崎港中央六丁目8番7号
第102号	おのば薬局	秋田市御野場新町二丁目8番15号
第103号	有限会社那須薬局	秋田市御野場新町三丁目4番22号
第104号	南秋調剤薬局土崎店	秋田市土崎港中央一丁目17番30号

秋田市告示第172号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年 6 月26日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定番号	名 称	所 在 地	開 設 者 名	更 新 年月日
第 1 号	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 佐藤 博身	平成24年 7 月 1 日

秋田市告示第173号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成24年 6 月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
女米木同栄会
- 2 認可年月日
平成23年 5 月12日
- 3 変更があった事項およびその内容
主たる事務所
変更前 秋田県秋田市雄和女米木字猫沢195番地の 1
変更後 秋田県秋田市雄和女米木字猫沢195番地 1
- 4 変更年月日
平成24年 6 月25日
- 5 変更の理由
規約の一部改正による。

教 委 告 示

秋田市教委告示第10号

平成24年 6 月29日午後 4 時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成24年 6 月26日

秋田市教育委員会
委員長 米 本 か お り

選 管 告 示

秋市選管告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 および 3 分の 1 の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第 5 項の規定により告示する。

平成24年 6 月 2 日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫

- 1 50分の 1 の数 5,345人
- 2 3 分の 1 の数 89,068人

秋市選管告示第13号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、新城川土地改良区総代の任期満了による総選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第 3 項および第 4 項の規定により告示する。

平成24年 6 月 7 日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫

- 1 選挙の期日 平成24年 6 月14日
- 2 投票の時間 午前 9 時から午後 3 時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数
第 1 選挙区 15人

第 2 選挙区 26人

第 3 選挙区 29人

秋市選管告示第14号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第 8 条第 1 項、第 3 項および第 5 項の規定に基づき、平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同令第 8 条第 7 項の規定により、その住所および氏名を告示する。

平成24年 6 月 7 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

新城川土地改良区総代の総選挙

選挙長・同職務代理者・選挙立会人一覧表

選挙区	区分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選挙長	秋田市飯島飯田一丁目 7 番14号	保 坂 眞 人
	職 務代理者	秋田市新城五十丁字 大村屋敷196番地	宇佐美 平
	選 挙立会人	秋田市飯島字天ノ袋30 番地 1	保 坂 壽 英
	選 挙立会人	秋田市新城五十丁字 大村屋敷190番地	渡 邊 良 雄
第 2 選挙区	選挙長	秋田市下新城長岡字長 岡78番地	安 田 友 一
	職 務代理者	秋田市下新城岩城字槻 ノ木98番地	石 川 敏 雄
	選 挙立会人	秋田市金足小泉字上前 21番地	奈 良 幸 一
	選 挙立会人	秋田市金足下刈字館越 106番地	菊 地 公 明
第 3 選挙区	選挙長	潟上市天王字上出戸265 番地	菊 地 福一郎
	職 務代理者	潟上市天王字二田148 番地 3	真 壁 末治郎
	選 挙立会人	潟上市天王字上江川 1 番地 1	藤 原 明 正
	選 挙立会人	潟上市天王字羽立620 番地 2	安 田 堅 悦

秋市選管告示第15号

平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙において、当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 6 月15日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

第 1 選挙区

秋田市飯島鼠田三丁目 8 番27号	伊 藤 敏 道
秋田市新城五十丁字小林139番地	渡 邊 達 夫
秋田市飯島字天ノ袋 2 番地	保 坂 晋
秋田市新城中字家ノ後221番地	小 林 吉 夫
秋田市土崎港北三丁目13番52号	伊 藤 四 郎
秋田市飯島飯田一丁目 5 番27号	保 坂 吉 昭

秋田市飯島飯田一丁目 7 番 8 号
 秋田市上新城道川字家ノ下124番地
 秋田市飯島穀丁14番27号
 秋田市飯島字堀川81番地
 秋田市飯島字飯島水尻210番地
 秋田市飯島字飯島水尻337番地
 秋田市外旭川字家ノ前661番地
 秋田市土崎港北五丁目 5 番10号
 秋田市上新城中字家ノ後203番地

第 2 選挙区

秋田市下新城長岡字前谷地58番地 2
 秋田市下新城岩城字上向45番地
 秋田市下新城岩城字下向137番地 1
 潟上市昭和久保字北野街道下79番地
 秋田市下新城長岡字外脇117番地 1
 秋田市下新城笠岡字笠岡74番地
 秋田市下新城岩城字右馬之丞398番地 2
 秋田市下新城岩城字槻ノ木40番地 4
 秋田市下新城岩城字明通267番地
 秋田市金足嶋崎字嶋崎17番地
 秋田市金足岩瀬字岩瀬58番地 4
 秋田市金足岩瀬字岩瀬73番地 4
 秋田市金足堀内字堀内70番地
 秋田市金足下刈字前田89番地
 秋田市下新城小友字中坪109番地
 秋田市下新城笠岡字笠岡 8 番地
 秋田市下新城中野字街道端西54番地
 潟上市昭和八丁目字汲田19番地
 秋田市下新城青崎字雷田132番地
 秋田市下新城笠岡字堰根70番地 1
 秋田市下新城中野字街道端西45番地 2
 秋田市下新城中野字琵琶沼251番地
 秋田市金足片田字深田59番地
 秋田市金足小泉字潟向63番地
 秋田市金足高岡字古館10番地
 秋田市下新城小友字蚕沢20番地 1

第 3 選挙区

潟上市天王字羽立921番地 2
 潟上市天王字蒲沼83番地 2
 潟上市天王字下出戸 1 番地 1
 潟上市天王字二田115番地
 潟上市天王字江川71番地 2
 潟上市天王字江川73番地
 潟上市天王字児玉79番地 1
 潟上市天王字江川57番地 1
 潟上市天王字宮の後15番地
 潟上市天王字塩口88番地
 潟上市天王字羽立186番地
 潟上市天王字松淵642番地 3
 潟上市天王字羽立39番地
 潟上市天王大崎字野沢191番地162
 潟上市天王大崎字沖中谷地107番地
 潟上市天王大崎字上沖中谷地56番地
 潟上市天王字二田102番地
 潟上市天王字二田81番地 3

佐々木 博
 白 岩 勝
 船 木 功
 石 田 幸 雄
 保 坂 與 久
 保 坂 勇 治
 佐 藤 鐵 雄
 越後屋 保 春
 若 狭 雅 彦

安 田 清 松
 仲 山 重 孝
 藤 田 昭 一
 青 木 進
 佐 藤 清
 宇佐美 保 治
 石 川 昭 芳
 佐 藤 務
 佐 藤 忠 悦
 高 橋 義 和
 泉 昭 道
 泉 隆
 奈 良 金 一
 青 木 宏
 柴 田 繁
 宇佐美 庄 幸
 長谷川 巖
 佐々木 惣 吉
 千 蒲 久
 渡 辺 貞 雄
 中 泉 信
 鎌 田 均
 佐 藤 正 司
 奈 良 裕 哉
 堀 敏 夫
 加 藤 精 務

菅 生 均
 眞 壁 忠
 加賀谷 敏 彦
 佐 藤 肇
 櫻 庭 美知行
 藤 原 孝 志
 渡 部 保 悦
 伊 藤 壽 春
 佐 藤 金 悦
 櫻 庭 幸 美
 安 田 秋 広
 鈴 木 美喜雄
 嶋 崎 勉
 三 浦 清 士
 三 浦 善 広
 吉 田 幸 雄
 加 藤 晶 伸
 齊 藤 馨

潟上市天王字二田58番地
 潟上市天王字北野184番地
 潟上市天王字上出戸55番地
 潟上市天王字ハラエ84番地 2
 潟上市天王字二田34番地 1
 潟上市天王字二田10番地 1
 潟上市天王字ハラヘ51番地 3
 潟上市天王字天王160番地 2
 潟上市天王字天王187番地
 潟上市天王字不動台85番地 1
 潟上市天王字上狼縁14番地

渡 邊 欽 也
 菊 地 政 春
 菊 地 重 喜
 戸 田 久 紀
 佐々木 一 郎
 後 藤 孝
 安 田 清 一
 佐 藤 利喜雄
 鎌 田 孝 雄
 澁 谷 潤 一
 菅 原 耕 作

秋市選管告示第16号

平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第 2 項の規定により、当選人の住所および氏名を次のとおり告示する。

平成24年 6 月15日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

第 1 選挙区

秋田市飯島鼠田三丁目 8 番27号
 秋田市上新城五十丁字小林139番地
 秋田市飯島字天ノ袋 2 番地
 秋田市上新城中字家ノ後221番地
 秋田市土崎港北三丁目13番52号
 秋田市飯島飯田一丁目 5 番27号
 秋田市飯島飯田一丁目 7 番 8 号
 秋田市上新城道川字家ノ下124番地
 秋田市飯島穀丁14番27号
 秋田市飯島字堀川81番地
 秋田市飯島字飯島水尻210番地
 秋田市飯島字飯島水尻337番地
 秋田市外旭川字家ノ前661番地
 秋田市土崎港北五丁目 5 番10号
 秋田市上新城中字家ノ後203番地

伊 藤 敏 道
 渡 邊 達 夫
 保 坂 晉
 小 林 吉 夫
 伊 藤 四 郎
 保 坂 吉 昭
 佐々木 博
 白 岩 勝
 船 木 功
 石 田 幸 雄
 保 坂 與 久
 保 坂 勇 治
 佐 藤 鐵 雄
 越後屋 保 春
 若 狭 雅 彦

第 2 選挙区

秋田市下新城長岡字前谷地58番地 2
 秋田市下新城岩城字上向45番地
 秋田市下新城岩城字下向137番地 1
 潟上市昭和久保字北野街道下79番地
 秋田市下新城長岡字外脇117番地 1
 秋田市下新城笠岡字笠岡74番地
 秋田市下新城岩城字右馬之丞398番地 2
 秋田市下新城岩城字槻ノ木40番地 4
 秋田市下新城岩城字明通267番地
 秋田市金足嶋崎字嶋崎17番地
 秋田市金足岩瀬字岩瀬58番地 4
 秋田市金足岩瀬字岩瀬73番地 4
 秋田市金足堀内字堀内70番地
 秋田市金足下刈字前田89番地
 秋田市下新城小友字中坪109番地
 秋田市下新城笠岡字笠岡 8 番地
 秋田市下新城中野字街道端西54番地
 潟上市昭和八丁目字汲田19番地

安 田 清 松
 仲 山 重 孝
 藤 田 昭 一
 青 木 進
 佐 藤 清
 宇佐美 保 治
 石 川 昭 芳
 佐 藤 務
 佐 藤 忠 悦
 高 橋 義 和
 泉 昭 道
 泉 隆
 奈 良 金 一
 青 木 宏
 柴 田 繁
 宇佐美 庄 幸
 長谷川 巖
 佐々木 惣 吉

秋田市下新城青崎字雷田132番地
秋田市下新城笠岡字堰根70番地 1
秋田市下新城中野字街道端西45番地 2
秋田市下新城中野字琵琶沼251番地
秋田市金足片田字深田59番地
秋田市金足小泉字潟向63番地
秋田市金足高岡字古館10番地
秋田市下新城小友字蚕沢20番地 1

千 浦 久
渡 辺 貞 雄
中 泉 信
鎌 田 均
佐 藤 正 司
奈 良 裕 哉
堀 敏 夫
加 藤 精 務

潟上市天王字天王160番地 2
潟上市天王字天王187番地
潟上市天王字不動台85番地 1
潟上市天王字上狼縁14番地

佐 藤 利喜雄
鎌 田 孝 雄
澁 谷 潤 一
菅 原 耕 作

新 選 挙 長 告 示

新選挙長告示第 1 号

平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成24年 6 月 7 日

新城川土地改良区総代総選挙

第 1 選挙区選挙長 保 坂 眞 人
第 2 選挙区選挙長 安 田 友 一
第 3 選挙区選挙長 菊 地 福 一 郎

1 場所

秋田市下新城中野字琵琶沼188番地の15
新城川土地改良区

2 日時

平成24年 6 月 7 日 午前 8 時30分から午後 5 時まで
平成24年 6 月 8 日 午前 8 時30分から午後 5 時まで

新選挙長告示第 2 号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における候補者の届出があったので、同条の 3 第 4 項の規定により告示する。

平成24年 6 月 7 日

新城川土地改良区総代総選挙

第 1 選挙区選挙長 保 坂 眞 人
第 2 選挙区選挙長 安 田 友 一
第 3 選挙区選挙長 菊 地 福 一 郎

第 1 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成24年 6 月 7 日	伊 藤 敏 道	男	秋田市飯島鼠田三丁目 8 番27号	昭和29年11月 5 日	農 業
2	平成24年 6 月 7 日	渡 邊 達 夫	男	秋田市上新城五十丁字小林139番地	昭和26年 3 月10日	農 業
3	平成24年 6 月 7 日	保 坂 晉	男	秋田市飯島字天ノ袋 2 番地	昭和16年 9 月21日	農 業
4	平成24年 6 月 7 日	小 林 吉 夫	男	秋田市上新城中字家ノ後221番地	昭和13年 2 月19日	農 業
5	平成24年 6 月 7 日	伊 藤 四 郎	男	秋田市土崎港北三丁目13番52号	昭和18年 2 月 2 日	農 業
6	平成24年 6 月 7 日	保 坂 吉 昭	男	秋田市飯島飯田一丁目 5 番27号	昭和24年 1 月12日	農 業
7	平成24年 6 月 7 日	佐々木 博	男	秋田市飯島飯田一丁目 7 番 8 号	昭和24年 9 月 2 日	農 業
8	平成24年 6 月 7 日	白 岩 勝	男	秋田市上新城道川字家ノ下124番地	昭和36年12月26日	農 業

9	平成24年 6 月 7 日	船 木 功	男	秋田市飯島穀丁14番27号	昭和22年10月17日	農 業
10	平成24年 6 月 7 日	石 田 幸 雄	男	秋田市飯島字堀川81番地	昭和31年 1 月 9 日	農 業

第 2 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成24年 6 月 7 日	安 田 清 松	男	秋田市下新城長岡字前谷地58番地 2	昭和25年 4 月 7 日	農 業
2	平成24年 6 月 7 日	仲 山 重 孝	男	秋田市下新城岩城字上向45番地	昭和26年10月22日	農 業
3	平成24年 6 月 7 日	藤 田 昭 一	男	秋田市下新城岩城字下向137番地 1	昭和19年 8 月 7 日	自営業
4	平成24年 6 月 7 日	青 木 進	男	潟上市昭和大久保字北野街道下79番地	昭和27年 3 月 7 日	農 業
5	平成24年 6 月 7 日	佐 藤 清	男	秋田市下新城長岡字外脇117番地 1	昭和21年12月26日	会社員
6	平成24年 6 月 7 日	宇佐美 保 治	男	秋田市下新城笠岡字笠岡74番地	昭和26年 4 月 6 日	会社員
7	平成24年 6 月 7 日	石 川 昭 芳	男	秋田市下新城岩城字右馬之丞398番地 2	昭和24年 2 月 9 日	農 業
8	平成24年 6 月 7 日	佐 藤 務	男	秋田市下新城岩城字槻ノ木40番地 4	昭和21年11月18日	農 業
9	平成24年 6 月 7 日	佐 藤 忠 悦	男	秋田市下新城岩城字明通267番地	昭和20年 9 月 6 日	農 業
10	平成24年 6 月 7 日	高 橋 義 和	男	秋田市金足鳩崎字鳩崎17番地	昭和21年 2 月21日	農 業
11	平成24年 6 月 7 日	泉 昭 道	男	秋田市金足岩瀬字岩瀬58番地 4	昭和20年 6 月20日	団体職員
12	平成24年 6 月 7 日	泉 隆	男	秋田市金足岩瀬字岩瀬73番地 4	昭和31年 2 月28日	団体職員
13	平成24年 6 月 7 日	奈 良 金 一	男	秋田市金足堀内字堀内70番地	昭和16年12月 1 日	農 業
14	平成24年 6 月 7 日	青 木 宏	男	秋田市金足下刈字前田89番地	昭和10年 6 月 9 日	農 業
15	平成24年 6 月 7 日	柴 田 繁	男	秋田市下新城小友字中坪109番地	昭和27年 5 月20日	自営業
16	平成24年 6 月 7 日	宇佐美 庄 幸	男	秋田市下新城笠岡字笠岡 8 番地	昭和19年 2 月27日	農 業
17	平成24年 6 月 7 日	長谷川 巖	男	秋田市下新城中野字街道端西54番地	昭和28年 4 月 4 日	農 業
18	平成24年 6 月 7 日	佐々木 惣 吉	男	潟上市昭和八丁目字汲田19番地	昭和22年 1 月26日	農 業

第 3 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成24年 6 月 7 日	菅 生 均	男	潟上市天王字羽立921番地 2	昭和35年12月 6 日	農 業
2	平成24年 6 月 7 日	眞 壁 忠	男	潟上市天王字蒲沼83番地 2	昭和26年10月20日	農 業
3	平成24年 6 月 7 日	加賀谷 敏 彦	男	潟上市天王字下出戸 1 番地 1	昭和30年 6 月15日	農 業

4	平成24年 6 月 7 日	佐 藤 肇	男	潟上市天王字二田115番地	昭和34年 1 月21日	農 業
5	平成24年 6 月 7 日	櫻 庭 美知行	男	潟上市天王字江川71番地 2	昭和25年 3 月10日	農 業
6	平成24年 6 月 7 日	藤 原 孝 志	男	潟上市天王字江川73番地	昭和22年 3 月15日	農 業
7	平成24年 6 月 7 日	渡 部 保 悦	男	潟上市天王字児玉79番地 1	昭和20年 3 月27日	農 業
8	平成24年 6 月 7 日	伊 藤 壽 春	男	潟上市天王字江川57番地 1	昭和17年 1 月12日	農 業
9	平成24年 6 月 7 日	佐 藤 金 悦	男	潟上市天王字宮の後15番地	昭和24年 3 月27日	農 業
10	平成24年 6 月 7 日	櫻 庭 幸 美	男	潟上市天王字塩口88番地	昭和29年10月19日	農 業
11	平成24年 6 月 7 日	安 田 秋 広	男	潟上市天王字羽立186番地	昭和27年 9 月19日	農 業
12	平成24年 6 月 7 日	鈴 木 美喜雄	男	潟上市天王字松測642番地 3	昭和31年 3 月30日	農 業
13	平成24年 6 月 7 日	嶋 崎 勉	男	潟上市天王字羽立39番地	昭和26年11月24日	農 業
14	平成24年 6 月 7 日	三 浦 清 士	男	潟上市天王大崎字野沢191番地162	昭和36年 8 月11日	会社員
15	平成24年 6 月 7 日	三 浦 善 広	男	潟上市天王大崎字沖中谷地107番地	昭和36年 9 月 4 日	会社員
16	平成24年 6 月 7 日	吉 田 幸 雄	男	潟上市天王大崎字上沖中谷地56番地	昭和22年 2 月18日	農 業
17	平成24年 6 月 7 日	加 藤 晶 伸	男	潟上市天王字二田102番地	昭和28年 5 月18日	農 業
18	平成24年 6 月 7 日	齊 藤 馨	男	潟上市天王字二田81番地 3	昭和21年10月 1 日	農 業
19	平成24年 6 月 7 日	渡 邊 欽 也	男	潟上市天王字二田58番地	昭和11年 9 月22日	農 業
20	平成24年 6 月 7 日	菊 地 政 春	男	潟上市天王字北野184番地	昭和18年 5 月 7 日	農 業
21	平成24年 6 月 7 日	菊 地 重 喜	男	潟上市天王字上出戸55番地	昭和28年 3 月 6 日	農 業
22	平成24年 6 月 7 日	戸 田 久 紀	男	潟上市天王字ハラエ84番地 2	昭和16年11月29日	農 業
23	平成24年 6 月 7 日	佐々木 一 郎	男	潟上市天王字二田34番地 1	昭和27年11月29日	建設業

新選挙長告示第 3 号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における候補者の届出があったので、同条の 3 第 4 項の規定により告示する。

平成24年 6 月 8 日

新城川土地改良区総代総選挙

第 1 選挙区選挙長 保 坂 眞 人
 第 2 選挙区選挙長 安 田 友 一
 第 3 選挙区選挙長 菊 地 福 一 郎

第 1 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
11	平成24年 6 月 8 日	保 坂 與 久	男	秋田市飯島字飯島水尻210番地	昭和17年 3 月 4 日	農 業
12	平成24年 6 月 8 日	保 坂 勇 治	男	秋田市飯島字飯島水尻337番地	昭和30年 1 月23日	農 業

13	平成24年 6 月 8 日	佐 藤 鐵 雄	男	秋田市外旭川字家ノ前661番地	昭和 8 年11月18日	農 業
14	平成24年 6 月 8 日	越後屋 保 春	男	秋田市土崎港北五丁目 5 番10号	昭和16年 1 月23日	農 業
15	平成24年 6 月 8 日	若 狹 雅 彦	男	秋田市上新城中字家ノ後203番地	昭和36年11月19日	会社員

第 2 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
19	平成24年 6 月 8 日	千 蒲 久	男	秋田市下新城青崎字雷田132番地	昭和13年 6 月16日	農 業
20	平成24年 6 月 8 日	渡 辺 貞 雄	男	秋田市下新城笠岡字堰根70番地 1	昭和 7 年 3 月23日	農 業
21	平成24年 6 月 8 日	中 泉 信	男	秋田市下新城中野字街道端西45番地 2	昭和27年 1 月21日	農 業
22	平成24年 6 月 8 日	鎌 田 均	男	秋田市下新城中野字琵琶沼251番地	昭和28年 4 月 5 日	農 業
23	平成24年 6 月 8 日	佐 藤 正 司	男	秋田市金足片田字深田59番地	昭和23年 8 月23日	農 業
24	平成24年 6 月 8 日	奈 良 裕 哉	男	秋田市金足小泉字潟向63番地	昭和28年12月14日	会社員
25	平成24年 6 月 8 日	堀 敏 夫	男	秋田市金足高岡字古館10番地	昭和 9 年11月 8 日	農 業
26	平成24年 6 月 8 日	加 藤 精 務	男	秋田市下新城小友字蚕沢20番地 1	昭和26年 3 月19日	農 業

第 3 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
24	平成24年 6 月 8 日	後 藤 孝	男	潟上市天王字二田10番地 1	昭和30年 8 月27日	農 業
25	平成24年 6 月 8 日	安 田 清 一	男	潟上市天王字ハラへ51番地 3	昭和38年 1 月22日	農 業
26	平成24年 6 月 8 日	佐 藤 利喜雄	男	潟上市天王字天王160番地 2	昭和31年 1 月12日	農 業
27	平成24年 6 月 8 日	鎌 田 孝 雄	男	潟上市天王字天王187番地	昭和22年12月12日	農 業
28	平成24年 6 月 8 日	澁 谷 潤 一	男	潟上市天王字不動台85番地 1	昭和36年 3 月 1 日	農 業
29	平成24年 6 月 8 日	菅 原 耕 作	男	潟上市天王字上狼縁14番地	昭和25年 6 月10日	農 業

新選挙長告示第 4 号

平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙について、第 1 選挙区において届出のあった候補者が15人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成24年 6 月 8 日

新城川土地改良区総代総選挙

第 1 選挙区選挙長 保 坂 眞 人

新選挙長告示第 5 号

平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙について、第 2 選挙区において届出のあった候補者が26人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成24年 6 月 8 日

新城川土地改良区総代総選挙

第 2 選挙区選挙長 安 田 友 一

新選挙長告示第 6 号

平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙について

て、第 3 選挙区において届出のあった候補者が29人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成24年 6 月 8 日

新城川土地改良区総代総選挙

第 3 選挙区選挙長 菊 地 福 一 郎

新選挙長告示第 7 号

平成24年 6 月14日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成24年 6 月 8 日

新城川土地改良区総代総選挙

第 1 選挙区選挙長 保 坂 眞 一

第 2 選挙区選挙長 安 田 友 一

第 3 選挙区選挙長 菊 地 福 一 郎

1 場 所 秋田市下新城中字琵琶沼188番地の15

新城川土地改良区

2 日 時 平成24年 6 月15日 午前 9 時30分

農 委 告 示

秋田市農委告示第 7 号

平成24年 6 月15日午後 2 時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成24年 6 月 8 日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（1 件）

2 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件（1 件）

3 農用地利用集積計画（平成24年度第 3 号）に関する件

監 査 委 告 示

秋田市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 2 項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成24年 6 月29日

秋田市監査委員 福 原 秀 就

秋田市監査委員 高 井 宏 司

秋田市監査委員 花 田 清 美

秋田市監査委員 三 浦 清

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所
加 藤 晴 啓

宮城県仙台市太白区泉崎二丁目22番30－201号

峯 岸 進 一

宮城県仙台市宮城野区新田東二丁目 2 番地の 9

津 村 隆

秋田県秋田市新屋日吉町 9 番47号

櫻 井 康 博

宮城県仙台市泉区上谷刈一丁目 2 番30－401号

鈴 木 崇 大

秋田県秋田市保戸野鉄砲町 2 番26号 レジデンス・イトー401号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成24年 7 月21日から平成25年 3 月31日まで

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第25号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定に基づき、次のとおり秋田市指定給水装置工事業者の再開の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

平成24年 6 月 8 日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事業者の再開

指定工事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 小 林 電 器 設 備	小林富次夫	大仙市大曲日の出町一丁目44番 5 号

2 再開年月日

平成24年 6 月 5 日

秋田市上下水道局告示第26号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の再開の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成24年 6 月 8 日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定排水設備工事業者の再開

指定工事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 小 林 電 器 設 備	小林富次夫	大仙市大曲日の出町一丁目44番 5 号

2 再開年月日

平成24年 6 月 5 日

秋田市上下水道局告示第27号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定に基づき、次のとおり秋田市指定給水装置工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

平成24年 6 月11日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
長谷山水道設備	長谷山博士	潟上市天王字羽立40番地 4

2 廃止年月日

平成24年 6 月 7 日

秋田市上下水道局告示第28号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成24年 6 月11日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
長谷山水道設備	長谷山博士	潟上市天王字羽立40番地 4

2 廃止年月日

平成24年 6 月 7 日

秋田市上下水道局告示第29号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一般の縦覧に供する。

平成24年 6 月15日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 供用および下水の処理を開始すべき年月日

平成24年 6 月30日

2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域別紙（省略）のとお

3 供用を開始しようとする排水施設の位置縦覧に供する関係画面において表示する

4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別分流式

5 終末処理場の位置および名称別紙（省略）のとお

6 縦覧場所の住所

秋田市川尻みよし町14番 8 号

7 縦覧の期間

平成24年 6 月16日から同月29日まで（土曜日および日曜日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）

秋田市上下水道局告示第30号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

平成24年 6 月19日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
株式会社三浦組	今野 恵一	由利本荘市西目町沼田字新道下 2 番地289

2 廃止年月日

平成24年 6 月12日

秋田市上下水道局告示第31号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成24年 6 月19日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
株式会社三浦組	今野 恵一	由利本荘市西目町沼田字新道下 2 番地289

2 廃止年月日

平成24年 6 月12日

秋田市上下水道局告示第32号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成24年 6 月22日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
U F 給 水 設 備	藤田 浩美	能代市字田屋37番地

2 指定年月日

平成24年 6 月21日

秋田市上下水道局告示第33号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成24年 6 月29日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
東 部 設 備	田口 好忠	秋田市広面字川崎34番地 3

2 廃止年月日

平成24年 6 月22日

公 告

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条第 1 項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 6 月 4 日

秋田市長 穂 積 志
予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
肥田野 文 夫	サンクリニック 秋田市土崎港中央四丁目 8 番10号

秋田市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項および第47条の4第1項の規定により、秋田県収用委員会から裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第2項および第47条の4第2項の規定において準用する法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、法第43条および第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、土地所有者および関係人は縦覧期間中に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、秋田県収用委員会（秋田県庁内）に意見書を提出することができる。

平成24年 6 月 4 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 起業者の名称 秋田県
- 2 事業の種類 県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城
中野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道 7 号交差点工事
- 3 裁決申請年月日 平成24年 5 月11日
- 4 収用（使用）しようとする土地の所在、地番および地目

所 在	地 番	地 目
秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼	322番 1	墓 地

- 5 縦覧期間 公告の日から平成24年 6 月18日まで
- 6 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- 7 縦覧場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市建設部建設総務課

秋田市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項および第47条の4第1項の規定により、秋田県収用委員会から裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第2項および第47条の4第2項の規定において準用する法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、法第43条および第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、土地所有者および関係人は縦覧期間中に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、秋田県収用委員会（秋田県庁内）に意見書を提出することができる。

平成24年 6 月 4 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 起業者の名称 秋田県
- 2 事業の種類 県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城
中野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道 7 号交差点工事
- 3 裁決申請年月日 平成24年 5 月11日
- 4 収用（使用）しようとする土地の所在、地番および地目

所 在	地 番	地 目
秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼	322番 2	雑種地

- 5 縦覧期間 公告の日から平成24年 6 月18日まで
- 6 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- 7 縦覧場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市建設部建設総務課

秋田市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項および第47条の4第1項の規定により、秋田県収用委員会から裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第2項および第47条の4第2項の規定において準用する法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、法第43条および第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、土地所有者および関係人は縦覧期間中に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、秋田県収用委員会（秋田県庁内）に意見書を提出することができる。

平成24年 6 月 4 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 起業者の名称 秋田県
- 2 事業の種類 県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城
中野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道 7 号交差点工事
- 3 裁決申請年月日 平成24年 5 月11日
- 4 収用（使用）しようとする土地の所在、地番および地目

所 在	地 番	地 目
秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼	318番	宅 地

- 5 縦覧期間 公告の日から平成24年 6 月18日まで
- 6 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- 7 縦覧場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市建設部建設総務課

秋田市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項および第47条の4第1項の規定により、秋田県収用委員会から裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第2項および第47条の4第2項の規定において準用する法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、法第43条および第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、土地所有者および関係人は縦覧期間中に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、秋田県収用委員会（秋田県庁内）に意見書を提出することができる。

平成24年 6 月 4 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 起業者の名称 秋田県
- 2 事業の種類 県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城
中野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道 7 号交差点工事
- 3 裁決申請年月日 平成24年 5 月11日
- 4 収用（使用）しようとする土地の所在、地番および地目

所 在	地 番	地 目
秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼	323番 1	墓 地

- 5 縦覧期間 公告の日から平成24年 6 月18日まで
6 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
7 縦覧場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市建設部建設総務課

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成24年 6 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

委 託 名	委 託 箇 所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
文化財関係資料整理事業 業務委託	秋田市山王二丁目 1 番53 号山王21ビル内	着手日から平成25 年 3 月29日まで	① 測量業の登録をしていること。 ② 地理情報システム（GIS）に精通した基本情報技 術者以上の資格を有する者がいること。 ③ 官公署から受注した地理情報システム（GIS）プ ログラムの作成や修正の実績があること。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市内に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋
田市内に個人で事業所を有する者であること。
イ 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しな
い者であること。
ウ 秋田市指名停止措置要綱第 2 条第 1 項の規定による指名
停止期間中の者でないこと。
エ 租税に滞納がないこと。

2 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望するものは、平成24年 6 月13日(木)までに、
次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入
札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
イ 官公署から受注した地理情報システム（GIS）プログラ
ムの作成や修正業務の実績調書（様式 2（契約書および設
計書・仕様書の写しを添付すること。））
ウ 測量業登録証明書 写し可
エ 基本情報技術者以上の資格を有する者がいることを証明
できるもの
オ 納税証明書 写し可
(ア) 消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行
を受けること。）
(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）
(ウ) 秋田市に納めた固定資産税
※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの
納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定
資産税および個人市民税を口座振替により納付している
場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」
の提出でも可
カ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票） 写し可
(2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは
受け付けない。
(3) 申込書等の受付
申込書等は次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成24年 6 月 6 日(木)から同月13日(木)までの土
曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目 1 番53号山王21ビル 4 F
秋田市教育委員会文化振興室

ウ 申請用紙 秋田市ホームページから入手すること。

3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 6 月26日(火) 午前10時
(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号山王21ビル 4 F
秋田市教育委員会教育委員会室
(3) 入札保証金 免除
(4) 契 約 日 平成24年 6 月29日(金)
(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加
すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該
金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額
に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て
た額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に
係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった
契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載
すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たしている者に
指名通知する。
(2) 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合
がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知す
る。
(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成24年 6 月19日(火)ま
でに行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成24年 6 月 6 日(木)から同月25日(月)までの土曜
日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時とする。
(2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目 1 番53号山王21ビル 4 F
秋田市教育委員会文化振興室

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された書類は、返却しない。
(3) 問合せ先

秋田市山王二丁目 1 番53号山王21ビル 4 F
秋田市教育委員会文化振興室
電話 018-866-2246

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年 6 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 野中 隆史
東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオン秋田中央店
所在地 秋田県秋田市榎山川口境62番 7 外 7 筆

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(ア) 変更前 午前 8 時

※年間10日は午前 7 時

(イ) 変更後 午前 8 時

※年間100日は午前 7 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(ア) 変更前

駐車場（駐車場棟、店舗屋上駐車場又は平面駐車場）

駐車可能時間帯 午前 7 時から午後11時30分まで

※ただし、年間10日は午前 6 時から使用

(イ) 変更後

駐車場（駐車場棟、店舗屋上駐車場又は平面駐車場）

駐車可能時間帯 午前 7 時から午後11時30分まで

※ただし、年間100日は午前 6 時から使用

(4) 変更年月日 平成24年 6 月15日

(5) 変更理由 夏の電力不足に備えた節電の取組みとして、開店時間の前倒しによる早朝の利用客の増加を促し、電力使用がピークとなる日中の混雑を緩和させ、店内設定温度の抑制による節電を行うため

2 届出年月日 平成24年 6 月 5 日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課

(2) 縦覧期間 平成24年 6 月 8 日から同年10月 8 日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、

同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年 6 月11日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目 6 番25号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ河辺店

所在地 秋田市河辺和田字北城ヶ崎14番 8

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社

代表者氏名 反田 悦男

イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社

代表者氏名 勝浦 二郎

(4) 変更年月日 平成20年 5 月14日

(5) 変更理由 代表者退任による変更

2 届出年月日 平成24年 5 月30日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課

(2) 縦覧期間 平成24年 6 月11日から同年10月11日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年 6 月11日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目 6 番25号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ河辺店

所在地 秋田市河辺和田字北城ヶ崎14番 8

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

- ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社
代表者氏名 勝浦 二郎
- イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社
代表者氏名 宮地 邦明

- (4) 変更年月日 平成22年 5 月18日
- (5) 変更理由 代表者退任による変更
- 2 届出年月日 平成24年 5 月30日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 縦覧期間 平成24年 6 月11日から同年10月11日まで
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年 6 月11日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目 6 番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 マックスバリュ河辺店
所在地 秋田市河辺和田字北城ヶ崎14番 8
- (3) 変更しようとする事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
- (ア) 変更前 午前 8 時から午後11時まで
- (イ) 変更後 午前 7 時から午後11時まで
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (ア) 変更前 午前 7 時30分から午後11時30分まで
- (イ) 変更後 午前 6 時30分から午後11時30分まで
- (4) 変更年月日 平成24年 6 月 1 日
- (5) 変更理由 夏季電力不足等に対応しピーク時間電力消費の削減のため
- 2 届出年月日 平成24年 5 月30日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 縦覧期間 平成24年 6 月11日から同年10月11日まで
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

次のとおり秋田市大森山動物園ポスター等制作業務を委託するに当たり、プロポーザルを実施するので公告する。

平成24年 6 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

秋田市大森山動物園のポスター 3 種類（同一デザイン、サイズ 2 種）、パンフレット 1 種類、機関誌「コミュニケーション」 2 種類（2 回発行分）および P R チラシ 1 種類の制作等業務

(2) 業務の概要等

秋田市大森山動物園で行う「夜の動物園」、「雪の動物園」および「平成25年の通常開園」を告知するポスター 3 種類、平成25年用のパンフレット、機関誌「コミュニケーション」の平成24年度上期および下期発行分ならびに平成25年用の P R チラシを制作するものである。なお、ポスター 3 種および機関誌「コミュニケーション」については、発送業務も併せて行うものである。

(3) 調達案件の特質等

大森山動物園ポスター等制作業務説明書による。

(4) 納入場所

商工部大森山動物園 秋田市浜田字潟端154番地

(5) 納入期限

大森山動物園ポスター等制作業務説明書による。

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

参加申込みをするに当たっては、次の要件を全て満たした者であること。

- (1) 大森山動物園と密接な連携を図り業務を行う必要があるため、秋田市内に社員が常駐する本社、支社又は営業所があること。
- (2) デザイン、印刷および発送の一括発注ができ、全て責任を持って管理できること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止中でないこと。

3 大森山動物園ポスター等制作業務説明書等の配布

(1) 配布期間

平成24年 6 月13日(水)から同月26日(火)までの午前 9 時から午後 4 時までとする。郵便による説明書等の送付依頼は受け付けない。

(2) 配布場所 秋田市商工部大森山動物園

秋田市浜田字潟端154番地

(3) 配布書類

- ア 大森山動物園ポスター等制作業務説明書
- イ 参加申込書（様式（省略））
- ウ 審査・評価の方針・基準
- エ 参考資料（過去の印刷物等）

4 参加申込みに關する事項

参加希望者は、必要書類等を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書
- イ デザイン案
- (ア) 夜の動物園告知用ポスターデザイン 1 部
- (イ) 平成25年用パンフレット 2 部

ウ 見積書

- (2) 受付期限 平成24年 6 月27日(水) 午後 4 時
- (3) 提出場所 秋田市商工部大森山動物園
秋田市浜田字潟端154番地
- (4) 提出方法 必要書類等を持参するものとし、郵送は受け付けない。
- (5) 全ての提出書類が揃っていない場合は、無効とする。

5 最優秀提案者の決定方法

提案内容および見積内容を一式として、配布書類「審査・評価の方針・基準」に記した方針・基準に基づき、公平かつ客観的に審査・評価し、本業務にとって最適な提案者を最優秀提案者とする。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る一切の経費は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類およびデザイン案は返却しない。
- (3) その他詳細は、大森山動物園ポスター等制作業務説明書による。

7 問合せ先

秋田市浜田字潟端154番地
秋田市商工部大森山動物園
電話 018-828-5508 (直通)

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成24年 6 月13日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
- ア 名称 中通一丁目地区市街地再開発組合
理事長 高橋 一広
- イ 住所 秋田県秋田市中通一丁目 3 番24号加賀正ビル 3 F
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ア 名称 (仮称) 秋田市中通一丁目再開発商業施設
- イ 所在地 秋田市中通一丁目 4 番 3 号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 内容については縦覧に供する関係書類のとおり
- (4) 大規模小売店舗を新設する日 平成24年 7 月 5 日
- (5) 店舗面積の合計 2,906㎡
- (6) 駐車場の収容台数 194台
- (7) 駐輪場の収容台数 83台
- (8) 荷さばき施設の面積 52.0㎡
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 51.7㎡
- (10) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ア 開店時刻 午前 8 時
- イ 閉店時刻 午後 9 時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 7 時30分から午後 9 時30分まで
- (12) 駐車場の出入口の数
2 箇所（入口 1 箇所および出口 1 箇所）
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後10時まで

- 2 届出年月日 平成24年 6 月 5 日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 縦覧期間 平成24年 6 月13日から同年10月13日まで

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年 6 月15日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
- イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎 双一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名 称 イオンモール秋田
所在地 秋田県秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番地 1
- (3) 変更した事項
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
- (ア) 変更前 イオンモール株式会社
代表取締役 村上 教行
- (イ) 変更後 イオンモール株式会社
代表取締役 岡崎 双一
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (ア) 変更前 イオン株式会社
代表執行役 岡田 元也
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- (イ) 変更後 イオンリテール株式会社
代表取締役 村井 正平
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- (4) 変更年月日
- 1 (3)アについては平成23年 5 月11日、イについては平成20年 4 月 7 日
- (5) 変更理由
- 大規模小売店舗設置者の代表者名、小売業者の社名・代表者名の変更のため
- 2 届出年月日 平成24年 6 月 8 日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 縦覧期間 平成24年 6 月15日から同年10月15日まで
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年 6 月15日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎 双一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオンモール秋田
所在地 秋田県秋田市御所野地蔵田一丁目1番地1
 - (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
※イオンリテール株式会社のみ
㊦ 変更前 午前8時
㊧ 変更後 午前8時 ※年間100日は午前7時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
㊦ 変更前 店舗敷地内駐車場 午前7時から午前1時まで
㊧ 変更後 店舗敷地内駐車場 午前7時から午前1時まで
※年間100日は午前6時から使用
(4) 変更年月日 平成24年 6 月15日
(5) 変更理由 夏の電力不足に備えた節電の取組みとして、開店時間の前倒しによる早朝の利用客の増加を促し、電力使用がピークとなる日中の混雑を緩和させ、店内設定温度の抑制による節電を行うため
- 2 届出年月日 平成24年 6 月 8 日
 - 3 関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
(2) 縦覧期間 平成24年 6 月15日から同年10月15日まで
 - 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
 - 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(1) 意見を述べる者の氏名及び住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年 6 月15日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
東北製鋼株式会社 代表取締役 小林 真喜雄
秋田県秋田市寺内字大小路207番地の13
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 土崎ショッピングセンター
所在地 秋田県秋田市土崎港南二丁目3番41号
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前 東北製鋼株式会社 代表取締役 長山 譲
イ 変更後 東北製鋼株式会社 代表取締役 小林 真喜雄
 - (4) 変更年月日 平成21年 8 月26日
 - (5) 変更理由 大規模小売店舗設置者の代表者名の変更のため
- 2 届出年月日 平成24年 6 月 8 日
 - 3 関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
(2) 縦覧期間 平成24年 6 月15日から同年10月15日まで
 - 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
 - 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(1) 意見を述べる者の氏名及び住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年 6 月15日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
東北製鋼株式会社 代表取締役 小林 真喜雄
秋田県秋田市寺内字大小路207番地の13
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 土崎ショッピングセンター
所在地 秋田県秋田市土崎港南二丁目3番41号
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
※イオンリテール株式会社のみ
㊦ 変更前 午前8時 ※年間3日は午前7時
㊧ 変更後 午前8時 ※年間100日は午前7時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
㊦ 変更前 午前7時45分から午後11時15分まで
ただし、年間3日は午前6時45分から午後11時15分まで
㊧ 変更後 午前7時45分から午後11時15分まで
ただし、年間100日は午前6時45分から午後11時15分まで
- (4) 変更年月日 平成24年 6 月15日

- (5) 変更理由 夏の電力不足に備えた節電の取組みとして、開店時間の前倒しによる早朝の利用客の増加を促し、電力使用がピークとなる日中の混雑を緩和させ、店内設定温度の抑制による節電を行うため
- 2 届出年月日 平成24年 6 月 8 日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 縦覧期間 平成24年 6 月15日から同年10月15日まで
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定に基づき公告する。

平成24年 6 月15日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所 在 地	地 目	地 積	最低落札価格
1	秋田市飯島新町一丁目679番	宅地	215.49㎡	6,356,955円
2	秋田市飯島新町一丁目680番	宅地	210.52㎡	6,420,860円
3	秋田市広面字鍋沼27番 3	宅地	1,040.55㎡	33,713,820円
4	秋田市広面字鍋沼27番 6	宅地	1,045.55㎡	77,161,590円
5	秋田市雄和妙法字糠塚43番 4	宅地	784.64㎡	4,393,984円
6	秋田市雄和妙法字糠塚43番22	宅地	429.62㎡	2,448,834円
7	秋田市雄和妙法字糠塚43番23	宅地	423.11㎡	2,496,349円
8	秋田市雄和女米木字高麓沢45番 他 1 筆	宅地	1,339.14㎡	3,213,936円
9	秋田市雄和女米木字高麓沢25番 6	雑種地	3,196.30㎡	3,899,486円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市職員研修棟第 1 研修室（2 階）
- (2) 入札 平成24年 7 月23日(月) 午前10時
(入札申込受付は、午前 9 時から午前 9 時50分まで)
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目 2 番34号 秋田市総務部管財課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の 5 以上に相当する金額を入札申込受

付時間内に納付すること。

- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは、落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して 7 日以内に契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の案内日時および場所

- (1) 秋田市飯島新町一丁目679番および680番
日 時 平成24年 7 月13日(金)午前10時から午前10時30分
まで
集合場所 現地
- (2) 秋田市広面字鍋沼27番 3 および27番 6
日 時 平成24年 7 月13日(金)午前11時から正午まで
集合場所 現地
- (3) 秋田市雄和妙法字糠塚43番 4、43番22および43番23
日 時 平成24年 7 月13日(金)午後 1 時30分から午後 2 時
まで
集合場所 現地
- (4) 秋田市雄和女米木字高麓沢25番 6 および45番他 1 筆
日 時 平成24年 7 月13日(金)午後 2 時30分から午後 3 時
まで
集合場所 現地

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条第 1 項の規定に基づき行う、平成24年度ポリオ予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 5 条の規定により公告する。

平成24年 6 月15日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種の種類

ポリオ予防接種

2 予防接種の対象者の範囲

接種日において、生後 3 月から生後90月に至るまでの間にある者

3 接種方法および回数

三価混合の経口生ポリオワクチンを41日以上の間隔をおいて 2 回経口投与するものとし、接種量は、毎回0.05ミリリットルとする。

4 予防接種を行う場所および期日

場 所	期 日
秋田市保健センター	7 月 5 日 7 月 6 日 7 月10日 7 月18日 7 月19日 7 月27日 7 月31日
秋田市民交流プラザ (通称アルヴェ) 4 階	7 月26日
北部市民サービスセンター	7 月 4 日 7 月17日
西部市民サービスセンター	7 月11日 7 月24日
御野場地域センター	7 月 3 日 7 月12日
河辺総合福祉交流センター	7 月25日
雄和市民サービスセンター	7 月20日

5 予防接種を受けることができない者

- (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められている者
- (3) 明らかな発熱を呈している者
- (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (6) 下痢をしている者
- (7) BCG、麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘およびロタウイルスの予防接種を受けた後、27日以上の間隔を置いていない者
- (8) 上記以外の予防接種を受けた後、6 日以上の間隔を置いていない者
- (9) その他医師が不適当な状態と判断した者

6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 予防接種で 2 日以内に発熱の見られた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う抗生物質安定剤に使うゼラチン）に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 今までにけいれんを起こしたことがある者
- (5) 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

7 予防接種料金

無料

秋田市公告

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第51条の規定に基づき、同条例の平成23年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成24年 6 月19日

秋田市長 穂 積 志

1 保有個人情報開示請求処理状況

実施機関	開示 請求 件数	決 定 内 容					取 下 げ
		開示	部分 開示	不開示	不存在	存否 応答 拒否	
市 長	10	5	4	0	1	0	0
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0

公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
消 防 長	1	1	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0
計	11	6	4	0	1	0	0

2 訂正請求および利用停止請求の処理状況

訂正請求および利用停止請求件数 0 件

3 不服申立ての処理状況

不服申立て件数 0 件

秋田市公告

秋田市情報公開条例（平成 9 年秋田市条例第39号）第32条の規定に基づき、同条例の平成23年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成24年 6 月19日

秋田市長 穂 積 志

1 公文書開示請求処理状況

実施機関	開示 請求 件数	決 定 内 容					取 下 げ
		開示	部分 開示	不開示	不存在	存否 応答 拒否	
市 長	16	7	8	0	1	0	0
教 育 委 員 会	6	4	1	0	1	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	4	2	0	0	1	0	1
消 防 長	0	0	0	0	0	0	0
議 会	1	0	1	0	0	0	0
計	27	13	10	0	3	0	1

2 不服申立て処理状況

不服申立て件数 0 件

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（平成24年度第 3 号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成24年 6 月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1 号

秋田市農林部農林総務課

2 縦覧期間 平成24年 6 月26日から同年 7 月13日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

3 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、平成19年12月25日付け指定番号第 7 号で位置を指定し

た道路を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成24年 6 月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市新屋松美町 8 番22号
山田 榮治
- 2 道路位置の廃止箇所
秋田市広面字鍋沼59番 1、59番14および59番15
- 3 廃止道路幅員 4.00メートル
- 4 廃止道路延長 30.50メートル
- 5 廃止年月日および番号
平成24年 6 月28日 廃止番号 第 1 号

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成 7 年秋田市条例第48号）第 2 条第 1 項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第 4 条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年 6 月29日

秋田市長 穂 積 志
(次のとおり略)

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 6 月 1 日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第 4 号 I 系汚水ポンプ分解整備 (No.3)	秋田市八橋本町六丁目12番15号	平成25年 3 月19日	機械器具設置工事A級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 6 月13日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室 (庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 6 月18日(月)
- (5) 注 意 事 項
ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第 3 号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に

係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 6 月12日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（別記様式 1（省略）。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成24年 6 月 1 日(金)から同月12日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 6 月 1 日(金)から同月12日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 6 月13日(水)から同月14日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に

確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 5（省略））および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり和田送水施設整備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成24年 6 月 5 日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

(1) 本工事は共同企業体による工事である。

(2) 工 事 番 号 水道 第18号

(3) 工 事 名 和田送水施設整備工事

(4) 工 事 場 所 河辺松洲字大土手下地内

(5) 工 事 概 要 電気設備工事 一式

ポンプ設備工事 一式

監視設備工事 一式

(6) 工 事 期 限 平成25年 3 月22日(金)

(7) 予 定 価 格 160,157,000円（消費税別）

(8) 開札予定期日 平成24年 6 月27日(水)

(9) 契約予定期日 平成24年 7 月 3 日(火)

(10) 注 意 事 項

ア この入札は、電子入札により執行する。

イ 秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第37号）、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。

エ 電子入札システムにおける工事費内訳書入力の際に、設計書にある「機器費」、「設計技術費」および「据付間接費」は、「機器費」を直接工事費へ、「設計技術費」および「据付間接費」を現場管理費へ算入すること。

オ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 入札執行回数は、1 回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者 2 社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

ア 代表者要件

(ア) 公告日時において、秋田市の電気工事 A 級に等級格付されていること。

(イ) 電気工事業における特定建設業の許可を有すること。

(ウ) 電気工事業の許可を有しての営業年数が、6 年以上であること。

(エ) 電気工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

(オ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

イ 代表者以外の構成員要件

(ア) 公告日時において、秋田市の電気工事 A 級に等級格付されていること。

(イ) 電気工事業の許可を有しての営業年数が、6 年以上であること。

(ウ) 電気工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

(エ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成24年 6 月11日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式 1）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式 2）の写し

ウ 施工実績調査（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式 3）。）

エ 配置予定技術者調査（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式 4）。）

オ 契約書（様式 5）

(2) 申請書等の提出 申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付 申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 6 月 5 日(火)から同月11日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成24年 6 月19日(火)に電子入札システムを使用して、3 の(1)により届出のあった e-mail アドレスに対して通知する。

- (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成24年 6 月19日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同月28日(木)午後 5 時まで返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販 売 店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目 2 番35号（市役所山王別館 1 階）
電 話 018-863-2581
F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成24年 6 月 5 日(火)から同月20日(木)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1 式 1,920円（税込み）（CD-ROM 有（1 枚 1,000円））
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成24年 6 月20日(木)までに F A X で販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望

日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。
- (8) 閲覧期間 平成24年 6 月 5 日(火)から同月26日(火)午後 3 時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により公告する。

平成24年 6 月 8 日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号	修 繕 名	修繕場所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
第 5 号	ハロゲン化物消火設備修繕	秋田市上下水道局川尻庁舎	契約日から平成24年12月28日まで	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 ② ハロゲン化物消火設備の取替、設置又は修繕の実績があること。 ③ 雇用関係がある消防法による甲種第 3 類消防設備士の資格を有する者を、主任技術者として配置できること。 （基本的要件については、別に記載）

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 6 月26日(火) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。
- (4) 契約予定日 平成24年 6 月28日(木)
- (5) 注 意 事 項
ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第 3 号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 6 月19日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

- ア 秋田市登録業者（総務部契約課）
- （ア） 入札参加申込書（別記様式 1（省略））
- （イ） 実績調査（別記様式 2（省略））および契約書等の写し
- （ウ） 配置予定資格者の資格・工事経歴（別記様式 3（省略））、資格者証の写しおよび雇用関係を証する書類（健康保険証等）の写し
- イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者
- （ア） 入札参加申込書（別記様式 1（省略））
- （イ） 実績調査（別記様式 2（省略））および契約書等の写し
- （ウ） 配置予定資格者の資格・工事経歴（別記様式 3（省略））、資格者証の写しおよび雇用関係を証する書類（健康保険証書等）の写し
- （エ） 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込みを提出する日を基準として、3 か月以内に発行されたものに限る。）
- （オ） 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納付証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）
- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成24年 6 月 8 日(金)から同月19日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手する

こと。

上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成24年 6 月 8 日(金)から同月25日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 入札参加資格証の交付に関する事項
- 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成24年 6 月22日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。
- 7 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 6 月 8 日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第 6 号 旧館電気室冷却装置修繕	秋田市八橋本町六丁目12番15号	平成24年 8 月31日	電気工事 A 級 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事 A 級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事 A 級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として、本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 6 月20日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除

- (4) 契約予定日 平成24年 6 月25日(月)

(5) 注 意 事 項

- ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第 3 号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 6 月19日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（別記様式 1（省略）。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 6 月 8 日(金)から同月19日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 6 月 8 日(金)から同月19日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 6 月20日(水)から同月21日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 5（省略））および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第 7 号 松潤浄水場送水ポンプ修繕	秋田市河辺松測字大 土手下13番地	平成24年 9 月13日	機械器具設置工事A級 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事A級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として、本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 6 月27日(水) 午前10時

- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申請書は、返却しない。

- (3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第 5 条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成24年 6 月11日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一
賦課対象区域

下浜羽川字横長根（別添図面（省略））に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にあるもの）

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 6 月15日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- (3) 入札保証金 免除

- (4) 契約予定日 平成24年 7 月 2 日(月)

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第 3 号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 6 月26日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（別記様式 1（省略）。以下「申請書」という。）を提出すること。

- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成24年 6 月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
- 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成24年 6 月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 5 事後審査に関する事項
- (1) 落札候補者は、平成24年 6 月27日(水)から同月28日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入

- 札は無効とする。
- ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））
- イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 5（省略））および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加者を公募する。

平成24年 6 月15日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

長期番号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限
第13号	ガスクロマトグラフ質量分析計（VOC）購入および保守管理業務委託	浄水課水質管理室第 1 機器分析室（秋田市豊岩豊巻字上野164番地）	平成24年10月31日
			保守管理業務履行期間
			納入日から平成29年 3 月31日まで

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 6 月27日(水) 午前10時20分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 7 月 2 日(月)
- (5) 注 意 事 項
- ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第 3 号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載す

- ること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込に関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 6 月26日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（別記様式 1（省略）。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成24年 6 月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
- 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 6 月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 6 月27日(木)から同月28日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成24年 6 月15日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	業 務 名	履行場所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
第73号	秋田市上下水道局庁舎備品等移転業務委託	秋田市上下水道局川尻庁舎（秋田市川尻みよし町14番8号）、八橋下水道終末処理場（秋田市八橋本町六丁目12番15号）	契約日から平成24年 8 月 5 日まで	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 ② 一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。 ③ 市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体から移転規模がおおむね同等以上の業務の受注実績を有すること。（基本的要件については、別に記載）

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 7 月 3 日(火) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- (4) 契約予定日 平成24年 7 月 5 日(木)
- (5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 6 月26日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

- (ア) 入札参加申込書（様式1）
- (イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し
- (ウ) 一般貨物自動車運送事業許可証の写し

イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者

- (ア) 入札参加申込書（様式1）
- (イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し
- (ウ) 一般貨物自動車運送事業許可証の写し

(エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込みを提出する日を基準として、3か月以内に発行されたものに限る。）
又は個人にあっては営業の事実を証する書類

(オ) 納税証明書（写し可）

a 直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税（個人営業の者は個人市民税）

c 秋田市に納めた固定資産税（平成23年度分）

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定

資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

(2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成24年 6 月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 6 月15日(金)から同年 7 月 2 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書・仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成24年 6 月29日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 6 月18日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物 件 名	納 品 場 所	履 行 期 間
第 9 号	行政情報ネットワークシステム用パソコン等購入	秋田市上下水道局（仁井田浄水場、豊岩浄水場および八橋下水道終末処理場）	契約日から平成24年 8 月 3 日まで

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 6 月28日(木) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 7 月 2 日(月)
- (5) 注 意 事 項
- ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第 3 号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あると

きは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 6 月27日(水)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（別記様式 1（省略）。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成24年 6 月18日(月)から同月27日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 6 月18日(月)から同月27日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 6 月28日(木)から同月29日(金)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申請書は、返却しない。
(3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成24年 6 月22日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	業 務 名	納品場所	履 行 期 間	入札参加要件
第74号	水道メーター再生修理業務委託（表面加工処理 13mm～40mm）	秋田市上下水道局資材倉庫	契約日から平成25年3月31日まで	3に記載

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 7 月10日(火) 午後 1 時30分
(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
(3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
(4) 契約予定日 平成24年 7 月12日(水)
(5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 東北地方に本社、支店、営業所等を有する者であること。
(2) 地方自治体に対し、水道メーター再生修理業務の実績があること。
(3) 租税に滞納がないこと。
(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
(6) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の

決定を受けた者を除く。）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 7 月 3 日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

(ア) 入札参加申込書（様式1）

(イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し

イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者

(ア) 入札参加申込書（様式1）

(イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し

(ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）

(エ) 直近の事業年度の法人市民税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 6 月22日(金)から同年 7 月 3 日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 6 月22日(金)から同年 7 月 9 日(月)までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成24年 7 月 6 日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 6 月22日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第 9 号 仁井田浄水場 2 群ろ 過池更生修繕	秋田市仁井田字新中 島221番地 2	平成25年 1 月30日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 浄水場のろ過池更生工事の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 7 月 4 日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 7 月 9 日(月)
- (5) 注 意 事 項
- ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第 3 号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 7 月 3 日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（別記様式 1（省略）。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成24年 6 月22日(金)から同年 7 月 3 日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成24年 6 月22日(金)から同年 7 月 3 日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 5 事後審査に関する事項
- (1) 落札候補者は、平成24年 7 月 4 日(水)から同月 5 日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））
- イ 施工実績調書（別記様式 4（省略））および契約書等の写し
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 5（省略））および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり老朽管更新事業八橋南一丁目線配水管整備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成24年 6 月26日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 水道 第25号
- (3) 工 事 名 老朽管更新事業
八橋南一丁目線配水管整備工事
- (4) 工 事 場 所 八橋南一丁目地内ほか
- (5) 工 事 概 要 配水管布設工
D I P φ350 L=568.6m
D I P φ200 L=163.6m
D I P φ150 L=144.9m
給水管連絡工
φ100 1箇所
φ75 1箇所
φ50 6箇所
φ25 2箇所
φ20 6箇所
- (6) 工 事 期 限 平成25年 3 月22日(金)
- (7) 予 定 価 格 147,109,000円（消費税別）
- (8) 開札予定期日 平成24年 7 月18日(水)
- (9) 契約予定期日 平成24年 7 月24日(火)
- (10) 注 意 事 項

ア この入札は、電子入札により執行する。

イ 秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 共同企業体に関する事項
 - ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。
 - イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。
- (2) 共同企業体の構成員に関する事項
 - ア 代表者要件
 - (ア) 公告日時において、秋田市の水道施設工事A級に等級格付されていること。
 - (イ) 水道施設工事業における特定建設業の許可を有すること。

と。

(ウ) 水道施設工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

(エ) 水道施設工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

(オ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

イ 代表者以外の構成員要件

(ア) 公告日時において、秋田市の水道施設工事A級に等級格付されていること。

(イ) 水道施設工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

(ウ) 水道施設工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。

(エ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成24年 7 月 2 日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し

ウ 施工実績調査（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。）

エ 配置予定技術者調査（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）

オ 誓約書（様式5）

- (2) 申請書等の提出 申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申請書等の受付 申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 6 月26日(火)から同年 7 月 2 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成24年 7 月10日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあった e-mail アドレスに対して通知する。
- (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成24年 7 月10日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同月19日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書

を入手すること。

- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目 2 番35号（市役所山王別館 1 階）
電 話 018-863-2581
F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成24年 6 月26日(火)から同年 7 月11日(水)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1 式 5,150円（設計書 2,150円 図面 3,000円）（税込み）（CD-ROM 有（1 枚 1,000円））
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成24年 7 月11日(水)までに FAX で販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。

- (8) 閲覧期間 平成24年 6 月26日(火)から同年 7 月17日(火)午後 3 時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。
- 6 その他
- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加者を公募する。

平成24年 6 月27日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物 件 名	納 品 場 所	履 行 期 間
第10号	八橋下水道終末処理場空調機購入	八橋下水道終末処理場内	契約日から平成24年 7 月29日まで

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 7 月 5 日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 7 月 9 日(月)
- (5) 注 意 事 項
- ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第 3 号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あると

きは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 7 月 4 日(水)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（別記様式 1（省略）。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成24年 6 月27日(水)から同年 7 月 4 日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 6 月27日(水)から同年 7 月 4 日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 7 月 5 日(木)から同月 6 日(金)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にそ

の旨を通知する。

- (3) 入札結果については、上下水道局ホームページに掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申請書は、返却しない。
(3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 6 月29日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第10号 御所野汚水ポンプ施設No.1 ポンプ修繕	秋田市御所野地蔵田 5丁目地内	平成24年11月15日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者および第二種電気工事士の資格者を本修繕に配置できること。 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事A級に等級格付されている者をいう。
イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 7 月11日(水) 午前10時
(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
(3) 入札保証金 免除
(4) 契約予定日 平成24年 7 月13日(金)
(5) 注 意 事 項
ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第 3 号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 7 月10日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（別記様式 1（省略）。以下「申請書」という。）を提出すること。
(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成24年 6 月29日(金)から同年 7 月10日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 6 月29日(金)から同年 7 月10日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
(2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 7 月11日(水)から同月12日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 5（省略））および資格者証の写し
(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
(3) 入札結果については、上下水道局ホームページに掲載する。
6 その他
(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申請書は、返却しない。
 (3) 申請書の提出に関する問合せ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 6 月29日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第11号 豊岩浄水場浜田送水 ポンプ修繕	秋田市豊岩豊巻字上 野164番地	平成24年11月30日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 水道施設において、横軸両吸込渦巻ポンプ（吸込口径200mm以上）の整備実績（元請）があること。 （基本的要件については、別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事A級に等級格付されている者をいう。
 イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として、本業務に配置できること。
 キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 7 月11日(水) 午前10時20分
 (2) 入札の場所 秋田市川尻よし町14番 8 号
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
 (3) 入札保証金 免除
 (4) 契約予定日 平成24年 7 月13日(金)
 (5) 注 意 事 項
 ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込に関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 7 月10日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（別記様式1（省略）。以下「申請書」という。）を提出すること。
 (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間 平成24年 6 月29日(金)から同年 7 月10日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 6 月29日(金)から同年 7 月10日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
 (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 7 月11日(水)から同月12日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））
 イ 施工実績調書（別記様式4（省略））および契約書等の写し
 ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式5（省略））および資格者証の写し
 (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
 (3) 入札結果については、上下水道局ホームページに掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申請書は、返却しない。
 (3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 6 月29日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第12号 1 系初沈汚泥ポンプ分解整備	秋田市八橋本町六丁目12番15号	平成25年 1 月31日	機械器具設置工事A級 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として、本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 7 月11日(水) 午前10時40分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 7 月13日(金)
- (5) 注 意 事 項
- ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第 3 号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 7 月10日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（別記様

式 1（省略）。以下「申請書」という。）を提出すること。

- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 6 月29日(金)から同年 7 月10日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 6 月29日(金)から同年 7 月10日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 7 月11日(水)から同月12日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 5（省略））および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

- (3) 入札結果については、上下水道局ホームページに掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申請書は、返却しない。

- (3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により公告する。

平成24年 6 月29日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	業 務 名	履行場所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
第75号	仁井田・豊岩 取水導水施設 点検管理業務 委託	仁井田浄水場（秋田市 仁井田字新中島221番 地 2）および豊岩取水 場（秋田市豊岩豊巻字 下川原161番地 7）	契約日から平成 24年12月20日ま で	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 ② 秋田県内の一級河川又は港湾において潜水作業を伴う 構造物の施工、点検又は整備の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年 7 月18日(水) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

(3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の
100分の 5 以上の金額を納付すること。

(4) 契約予定日 平成24年 7 月20日(金)

(5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で
最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価
格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札
者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最
低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低
の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理
規程第 3 号）および入札心得を遵守の上、入札に参加する
こと。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該
金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額
に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て
た額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に
係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りした契約
希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載する
こと。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に
限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、
直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

(1) 租税に滞納がないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であ
ること。(3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全である
と認められる者でないこと。(4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でな
いこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開
始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づ
く民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の
決定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集团的又
は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者
（暴力団関係者）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 7 月10日(火)までに、

次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋
田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格
証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過
去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

(ア) 入札参加申込書（様式 1）

(イ) 実績調書（様式 2）および契約書等の写し

イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者

(ア) 入札参加申込書（様式 1）

(イ) 実績調書（様式 2）および契約書等の写し

(ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込みを提出する日
を基準として、3 か月以内に発行されたものに限る。）

(エ) 納税証明書（写し可）

a 直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のな
いこと用（その 3）」の発行を受けること。）

b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税

c 秋田市に納めた固定資産税（平成23年度分）

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは
固定資産税を口座振替により納付している場合は、納
税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出
でも可とする。

(2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は
電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 6 月29日(金)から同年 7 月10日(火)まで
の土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時
まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手する
こと。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年 6 月29日(金)から同年 7 月17日(火)まで
の土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後
4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載す
る。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、
平成24年 7 月13日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434